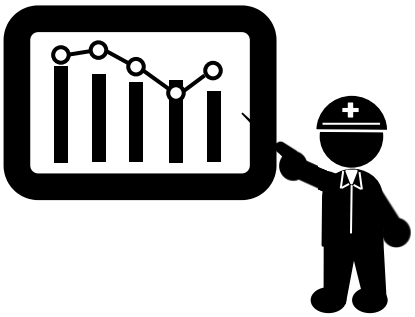
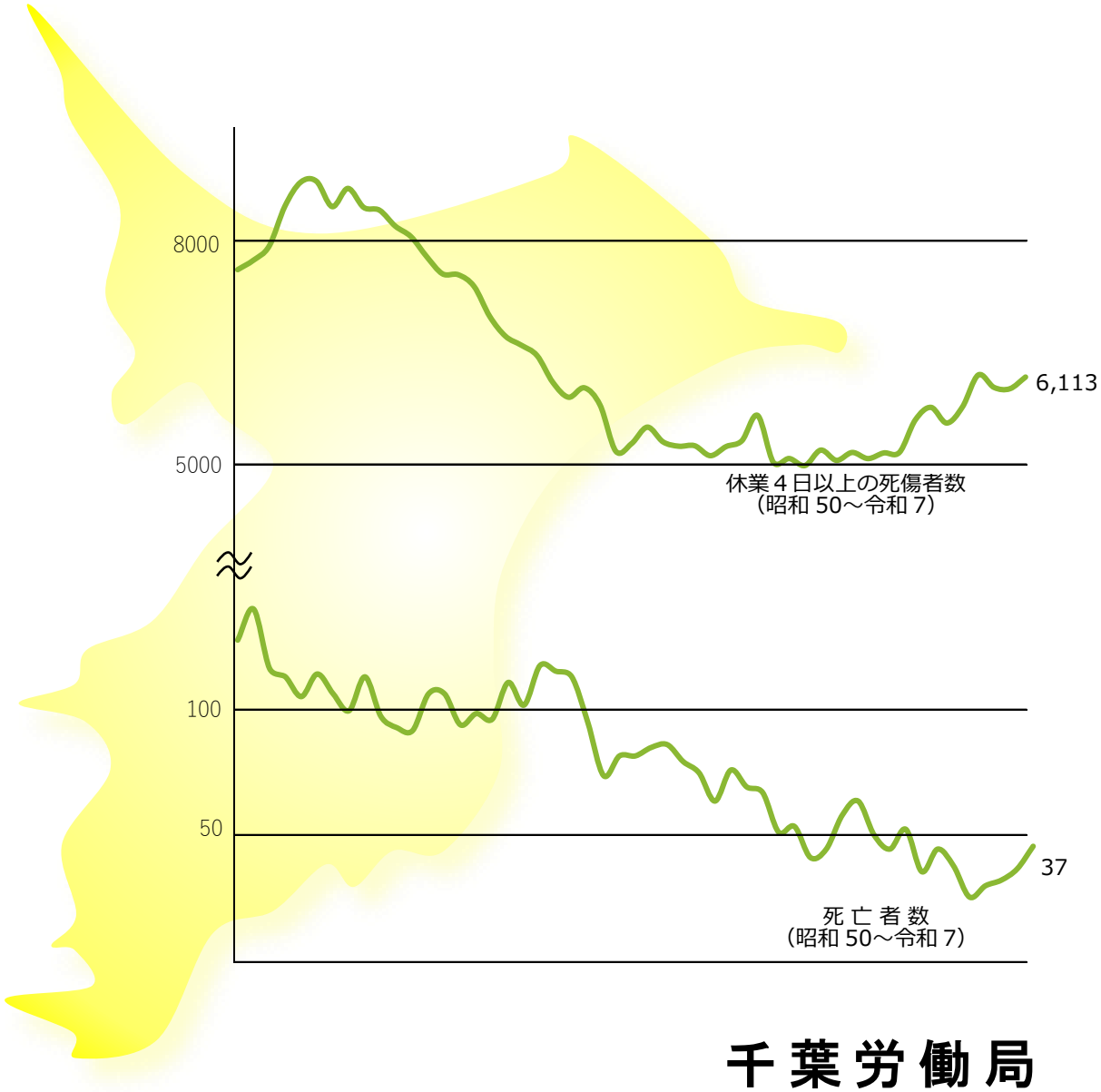
確 定 版

令和8年度版

グラフで見る
千葉県の
労働災害の現状





千 葉 労 働 局

令和８年度全国安全週間　７月１日～７日

スローガン

「 多様な人材 全員参加
みんなで育てる安全職場 」

目次

１　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　労働災害の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３　業種別の死傷災害・死亡災害・・・・・・・・・・・・・・・４
４　事業場規模別に見る労働災害発生状況・・・・・・・・・・・５
５　行動災害の増加と繰り返される在来型労働災害・・・・・・・６
６　業種によって異なる災害発生のパターン・・・・・・・・・・８
７　増加し続ける５０歳以上の労働災害・・・・・・・・・・・・10
８　監督署別の労働災害発生状況・・・・・・・・・・・・・・・12
９　職場における熱中症増加・・・・・・・・・・・・・・・・・13
10　依然として増加傾向の有所見率・・・・・・・・・・・・・・14
11　過労死等の労災補償状況の推移・・・・・・・・・・・・・・15
12　令和７年の死亡災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
13　参考資料（事故の型・起因物分類表 ）・・・・・・・・・・・18

1　はじめに

1．令和７年の労働災害の概要

全国の労働災害による死傷者数（新型コロナウイルス感染症によるものを除く休業４日以上の労働災害。以下同じ）は、長期的には減少傾向にありましたが、近年は増加傾向を示しており、令和７年（確定値。以下同じ）は、135,333 人（前年同期比 0.3%減）となりました。また、死亡者数は長期的に減少傾向にあり、令和７年は 700 人（前年同期比 6.2%減）と過去最小値となりました。

千葉県内における令和７年の労働災害による死傷者数は 6,113 人となり、前年比で 158 人増加（2.7%増）しました。業種別にみると、建設業（4.0%増）、運輸貨物取扱業（3.6%増）等で増加しています。事故の型別にみると、転倒が最も多く発生し、次いで動作の反動（腰痛等）となっており、これら労働者の作業行動に起因する労働災害が死傷災害全体の 47%を占めています。また、死傷者の 28.8%が 60 歳以上の労働者となっています。

千葉県内における令和７年の死亡者数については 37 人と、前年より８人増加（21.6%増）し、千葉労働局長より労働災害防止対策の徹底を緊急要請する事態となりました。業種別では建設業（10 人）が最多となり、次いで運輸貨物取扱業（９人）となっています。

全国で熱中症の労働災害が増加しており、令和７年の死傷者数は 1,803 人（前年同期比 546 人増）となった一方で、死亡者数は 19 人（同 12 人減）となりました。千葉県内については、同年の死傷者数が 78 人（前年比 30 人増）、死亡者数が０人（同１人減）となっています。

千葉県内の労働者の健康状況については、令和７年は 57.0%の労働者に何らかの所見が認められ、特に血中脂質、血圧、肝機能に係る有所見率が高くなっています。

2．令和８年度の主要対策

令和８(2026)年度は第14次労働災害防止計画の４年目です。令和４(2022)年と比較して、死亡災害を５％以上減少、死傷災害を減少に転じさせる目標を達成するため、引き続き次の対策等を推進します。

（１）自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

労働者の協力を得て主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む事業者が社会的に評価される環境の整備を図ります。

（２）労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策及び高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

転倒・腰痛等災害による経済的損失の見える化を図り、転倒等災害防止の装備、設備等の普及、促進に取り組みます。また、高年齢労働者の労働災害が増加していることから、「高年齢者の労働災害防止のための指針」の周知啓発等、職場環境の改善等を推進します。

（３）業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送業、建設業に対し墜落・転落災害防止対策の推進を図ります。

また、製造業、特に石油コンビナートを重点に、リスクアセスメントの実施とリスクを低減させる取組を推進します。

（４）化学物質等による健康障害防止対策、労働者の健康確保対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、電離放射線等による健康障害防止対策、熱中症予防対策、過重労働防止対策、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、健康保持増進対策を推進します。

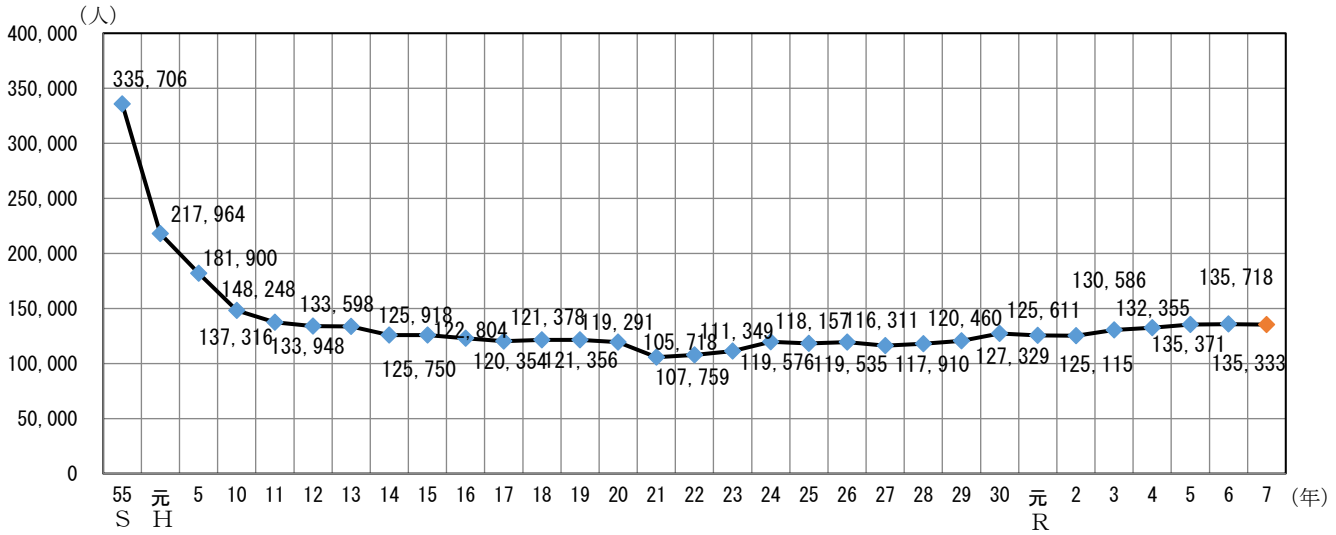
2　労働災害の推移

1．全　国

労働災害による休業４日以上の死傷者数は、昭和 36 年の 481,686 人（当時は休業８日以上の死傷者数）をピークとして長期的には減少してきましたが、平成 21 年に過去最少値を記録して以降、緩やかに増加傾向にありました。令和７年は前年同期比 0.3%減少となっております。

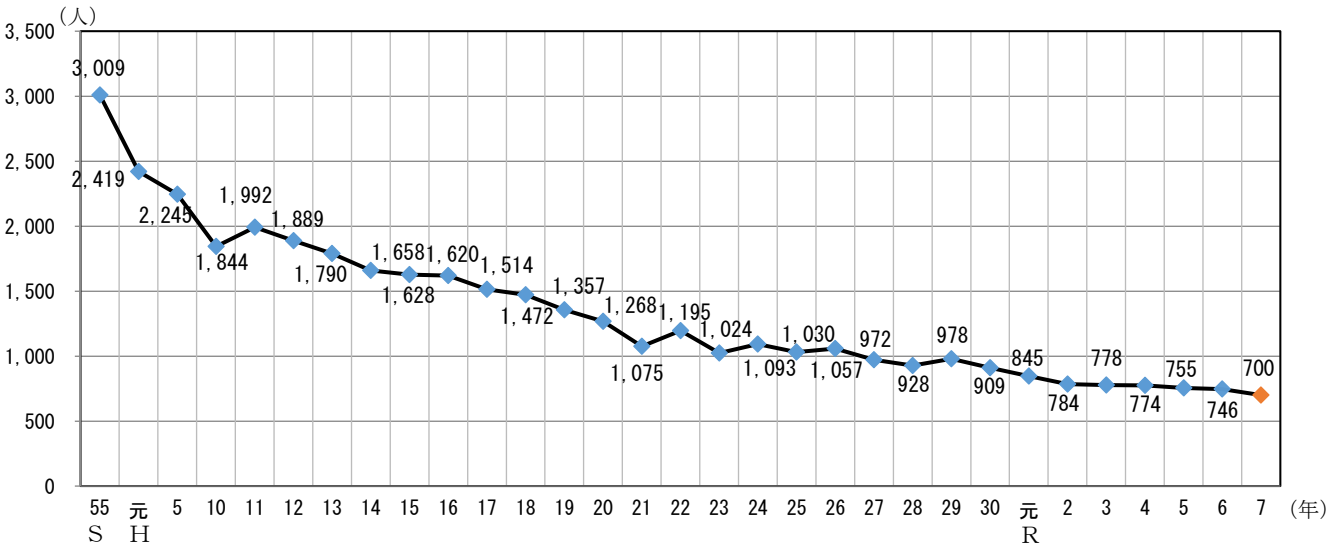
令和７年の死亡災害は 700 人となり、過去最少となりました。

全国における死傷者数の推移（全産業）



（注）平成 23 年までは労災給付データおよび厚生労働省安全課調べ、平成 24 年以降は労働者死傷病報告による。
平成 23 年は東日本大震災を直接原因とする災害(2,827 人)を除く。
新型コロナ関連（R7 年 4,987 人、R6 年 15,196 人、R5 年 33,637 人、R4 年 158,209 人、R3 年 19,332 人）を除く。

全国における死亡者数の推移（全産業）



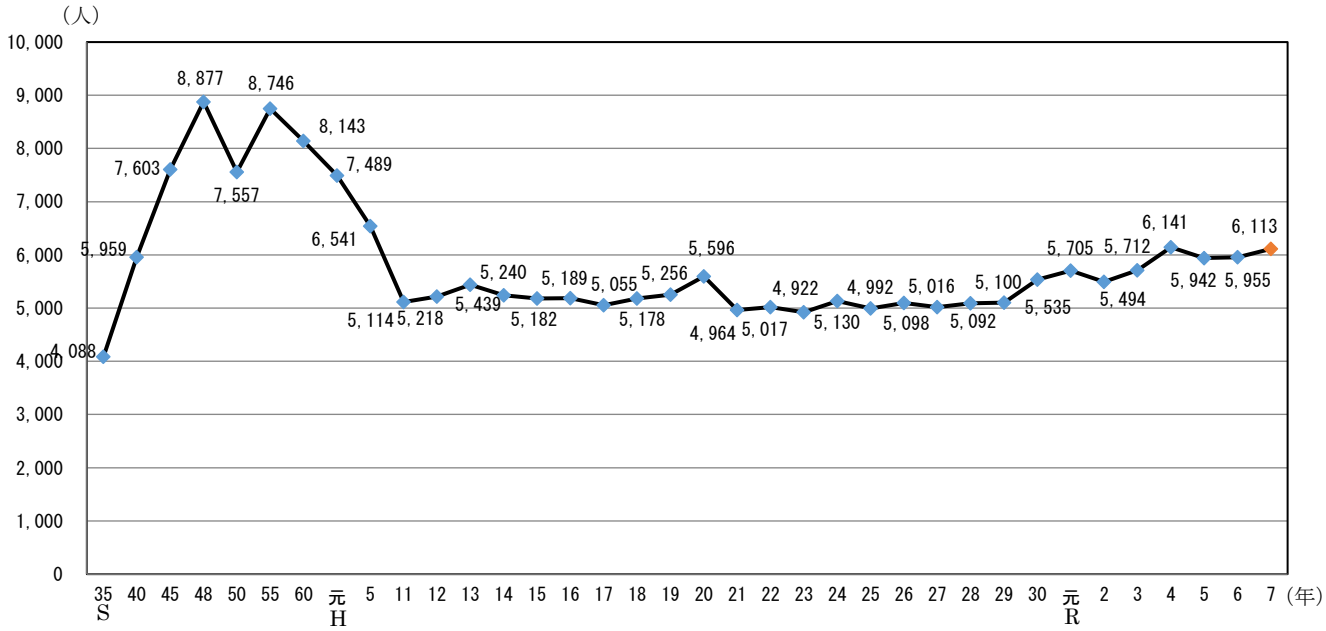
（注）平成 23 年は東日本大震災を直接原因とする災害(1,314 人)を除く。
死亡者数は厚生労働省安全課調べ。
新型コロナ関連（R7 年 1 人、R6 年 16 人、R5 年 4 人、R4 年 17 人、R3 年 89 人、）を除く。

２．千葉県内

労働災害による休業４日以上の死傷者数は、昭和 48 年の 8,877 人をピークとしてその後減少を続け、平成 11 年以降は 5,000 人前後と横ばい状態で推移し、平成 23 年には労働安全衛生法施行（昭和 47 年）以降最少となりました。平成 28 年から再び増加に転じ、令和７年は前年比 158 人（2.7%）増の 6,113 人となり、過去 25 年間において令和４年に次ぐ２番目に多い死傷者数となりました。

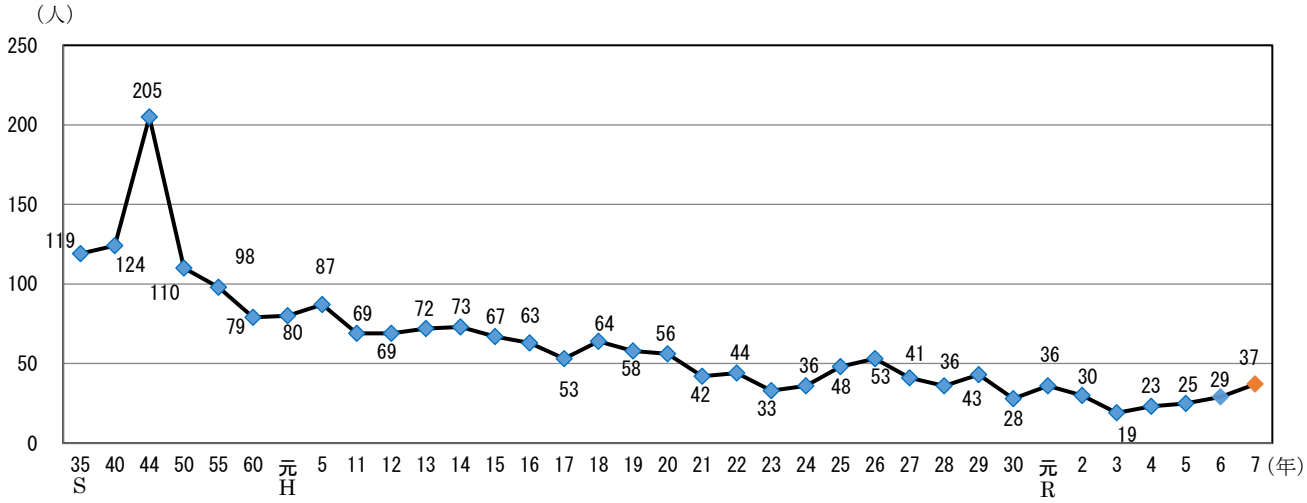
死亡者数は、昭和 40 年代の 205 人をピークに減少傾向が続いており、令和３年は過去最少の 19 人となりました。令和３年以降は年々死亡者数が増加し、令和７年は前年比８人増加の 37 人となっています。

千葉県における死傷者数の推移（全産業）



（注） 昭和 29 年～47 年は休業 8 日以上、昭和 48 年以降は休業 4 日以上。
平成 23 年までは労災給付データ、平成 24 年以降は労働者死傷病報告による。
新型コロナ関連（R7214 人、R6 年 689 人、R5 年 1,273 人、R4 年 6,407 人、R3 年 1,033 人）除く。

千葉県における死亡者数の推移（全産業）

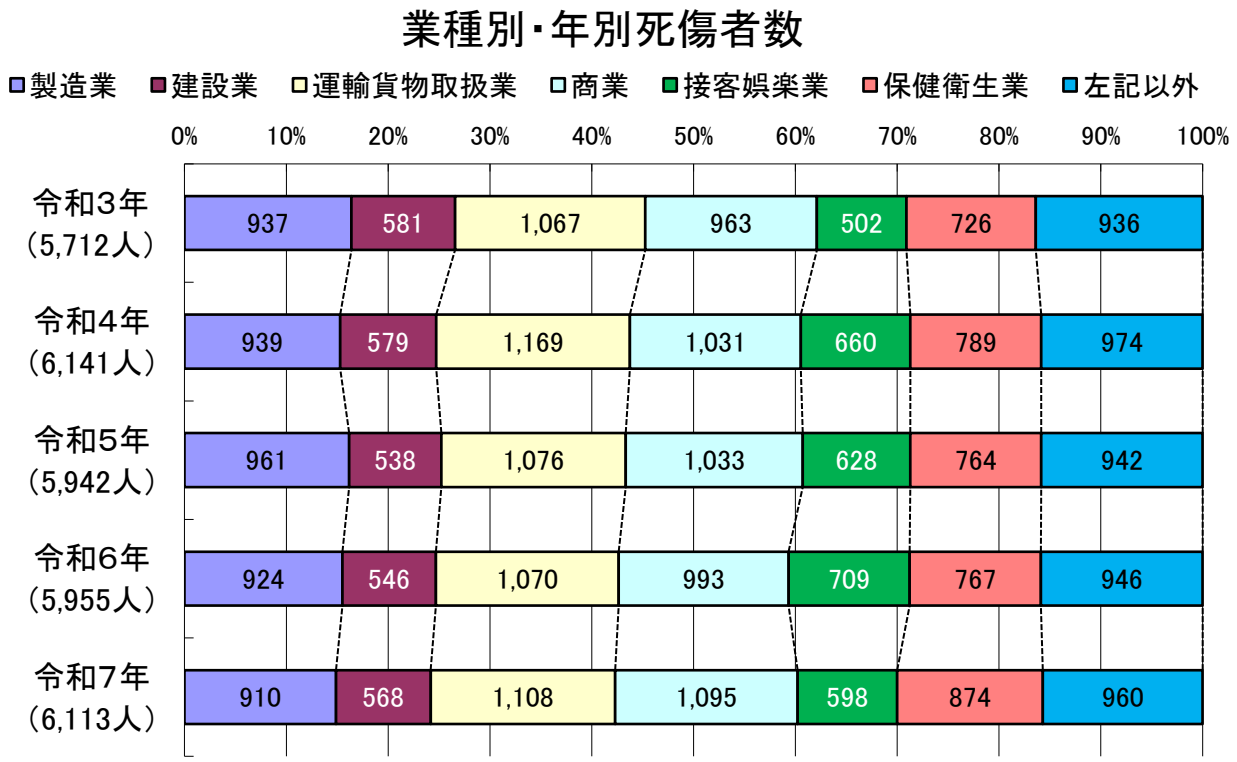


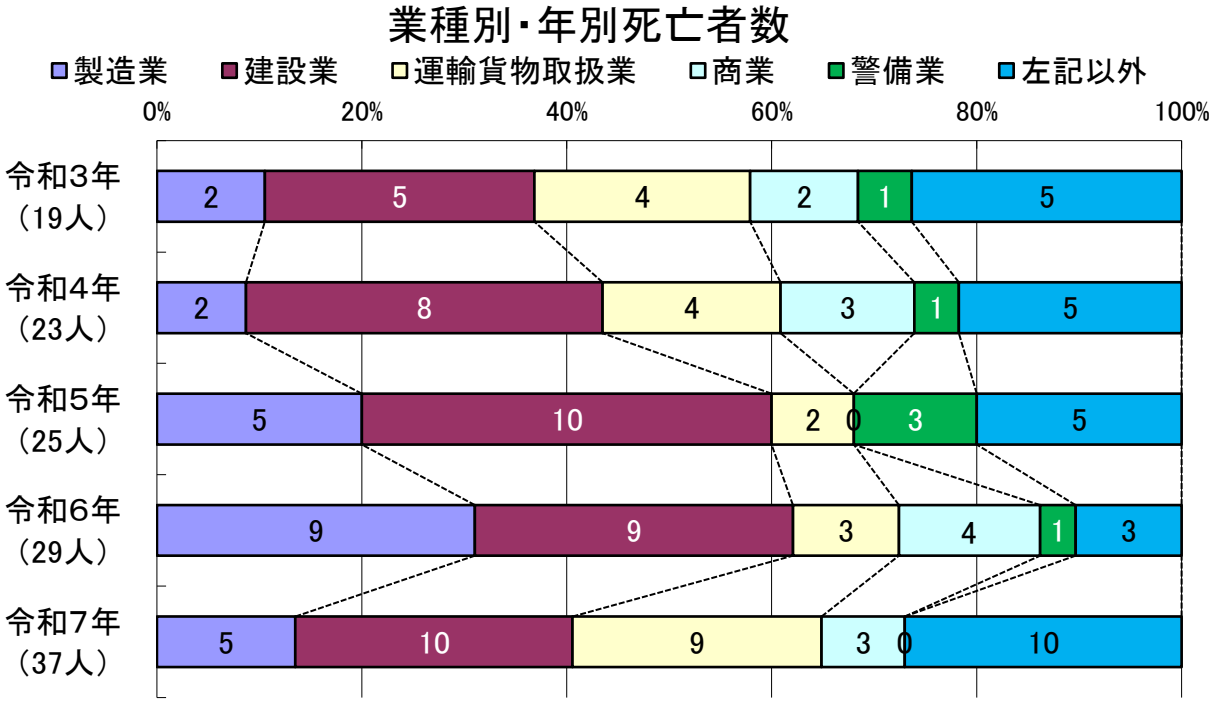
（注）死亡者数は千葉労働局調べ。
新型コロナ関連（R6 年１人、R3 年２人、R2 年１人）を除く。

3 業種別の死傷災害・死亡災害

過去５年間における千葉県内の業種別死傷災害の推移をみると、商業をはじめとした第三次産業で増加傾向にあります。

また、令和７年の死亡者数は 37 人で、対前年比の状況は、製造業で４人減少、運輸貨物取扱業で６人の増加となりました。





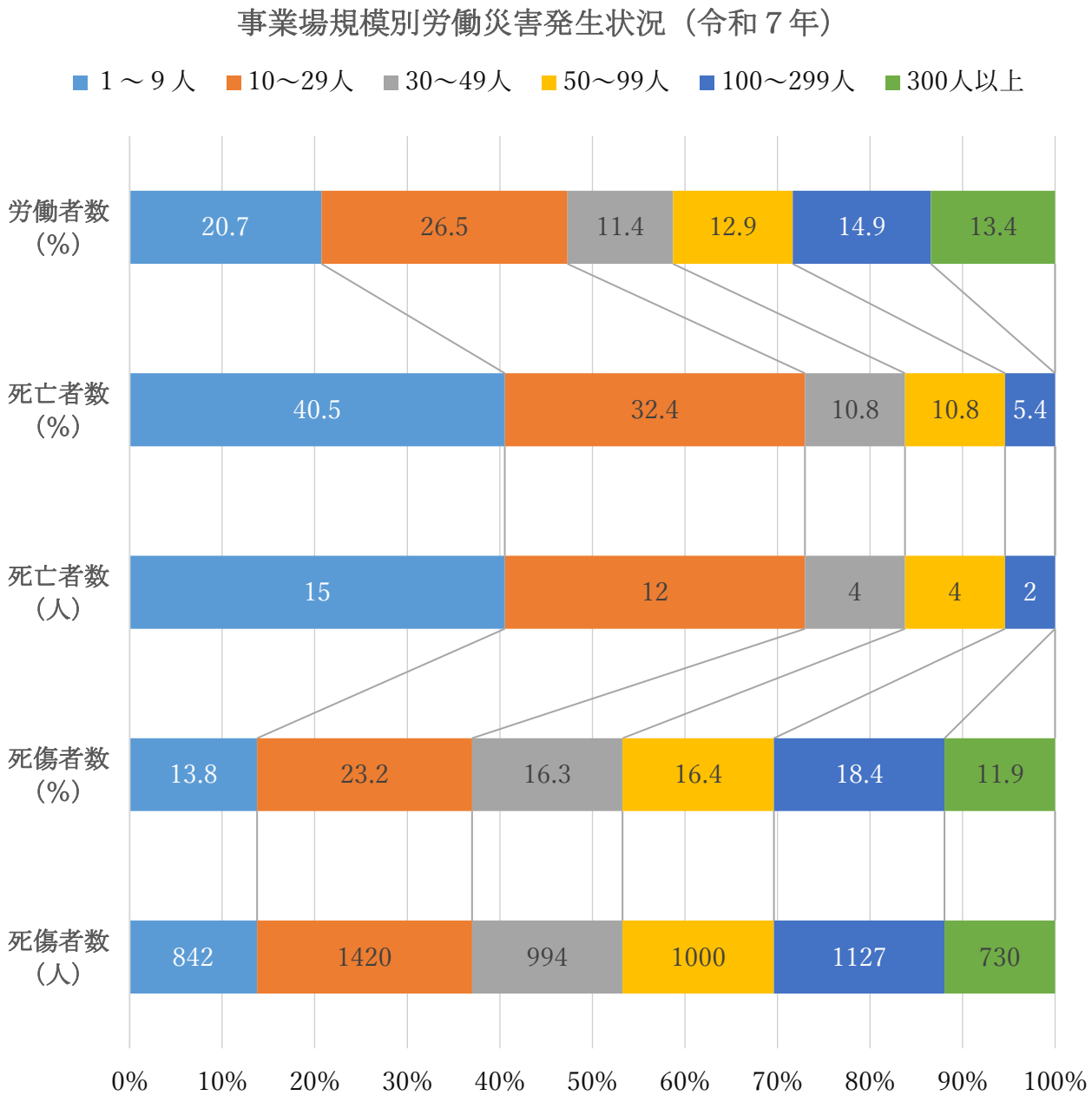
（注）運輸貨物取扱業とは、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいう。
死傷者数は、労働者死傷病報告による。
死亡者数は、千葉労働局調べ。
新型コロナウイルス感染症関係を除く。

4　事業場規模別に見る労働災害発生状況

令和７年における千葉県内の死亡災害を事業場規模別にみると、労働者 30 人未満の事業場規模で７割以上（72.9%）を占め、死亡災害の発生率が高い傾向にあります。

一方、死傷災害については、労働者 30 人未満の事業場規模で約３分の１（27.0%）となっており、死亡災害の様に発生率が高くなるような傾向はみられませんでした。

事業場規模別にみる死亡災害と死傷災害の傾向は、毎年同様となっています。



（注）労働者数の割合は経済センサス-活動調査結果（令和３年）に基づき算出。

新型コロナウイルス感染症関係を除く。

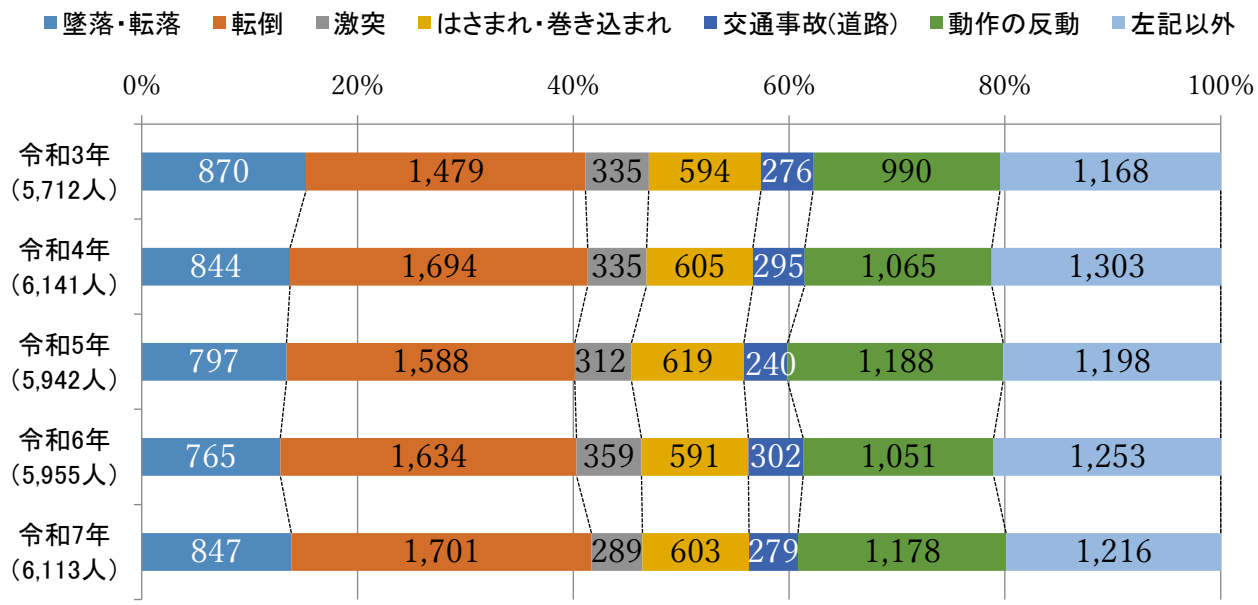
5　行動災害の増加と繰り返される在来型労働災害

1．死傷災害

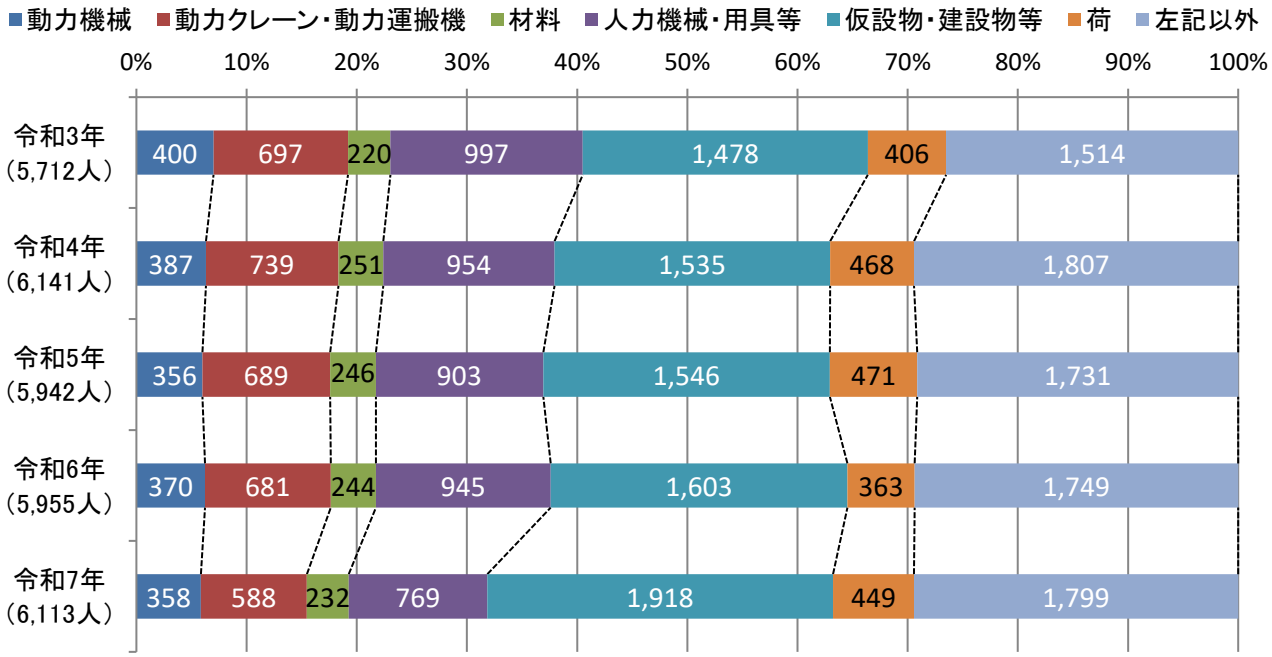
令和７年における千葉県内の死傷者数を事故の型別でみると、「転倒」が 27.8%を占め、次いで「動作の反動」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」の順となっています。依然として「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」等の在来型の労働災害が発生している一方で、「転倒」「動作の反動」といった労働者の作業行動に起因する災害が高い割合を占めています。

起因物別では、「仮設物・建築物等」、「人力機械・用具等」で高い割合を占めています。

事故の型別・死傷災害発生状況



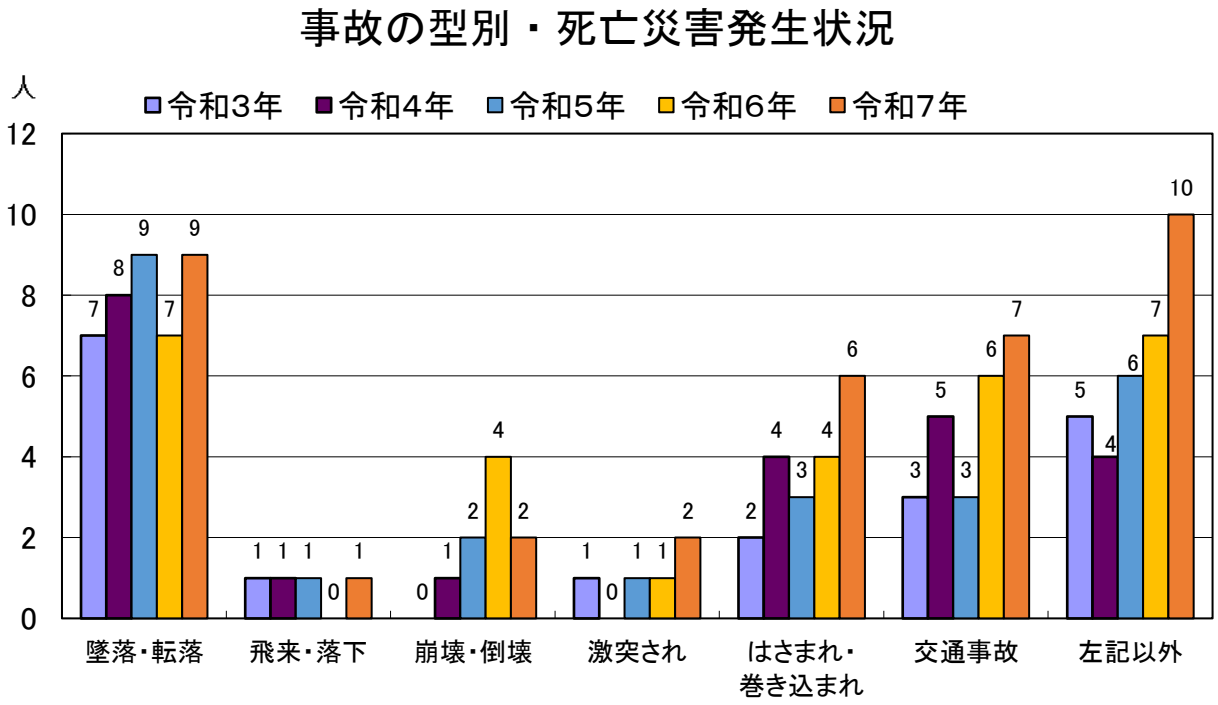
起因物別・死傷災害発生状況

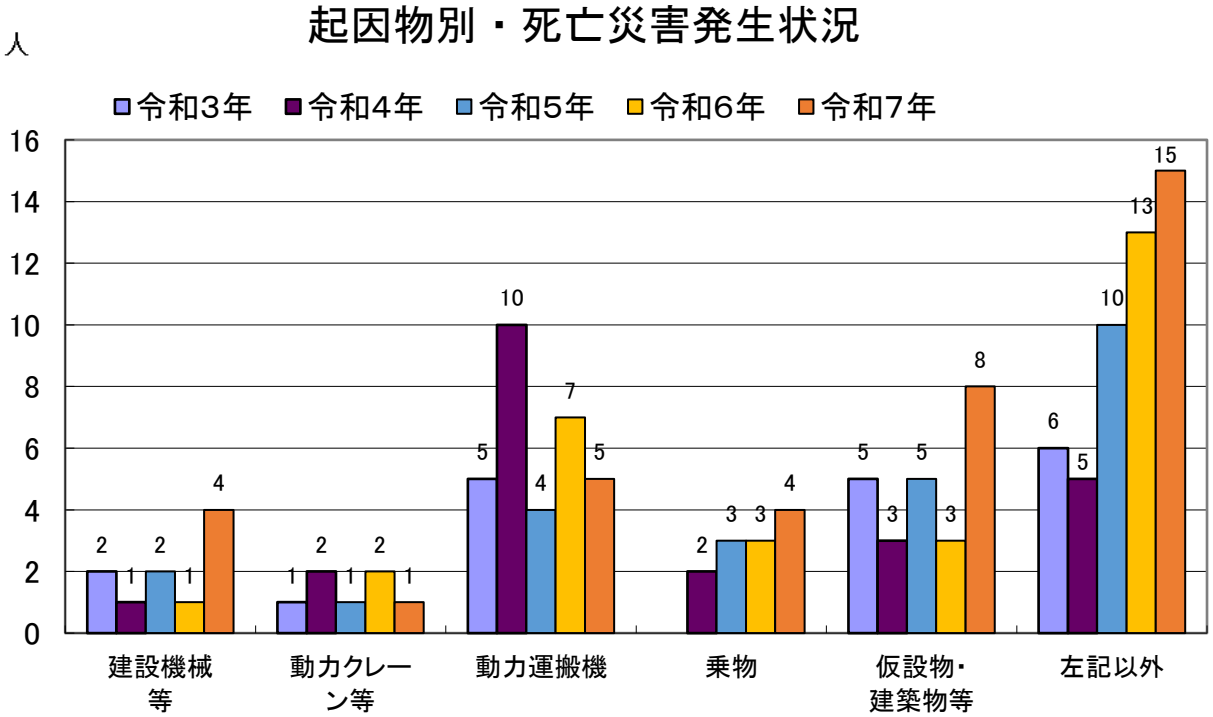


２．死亡災害

千葉県内の死亡災害を事故の型別でみると、過去５年間で「墜落・転落」が 40 人（30.1%）、「交通事故」が 24 人（18.1%）と多く発生しており、令和７年についても「墜落・転落」が最も多く９人（24.3%）、次いで「交通事故」が７人（18.9%）となっています。

起因物別でみると、過去５年間で「動力運搬機」が 31 人（23.3%）、「仮設物・建築物等」が 24 人（18.0%）と多く、令和７年については「仮設物・建築物等」が８人（21.6%）と最も多くなっています。



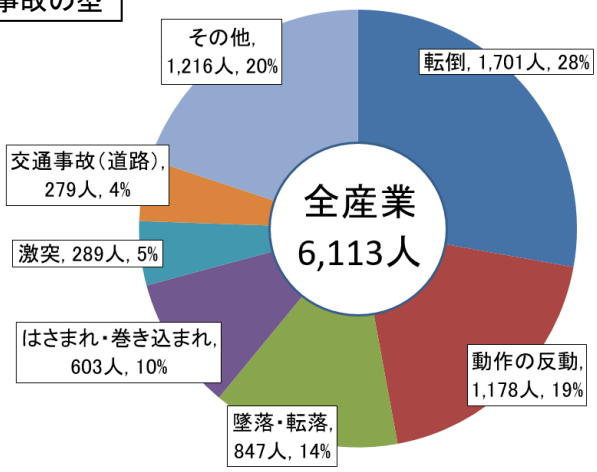


（注）事故の型別分類は 18 ページ、起因物分類は 19 ページを参照。
死傷者数は、労働者死傷病報告による。死亡者数は千葉労働局調べ。
新型コロナウイルス感染症関連を除く。

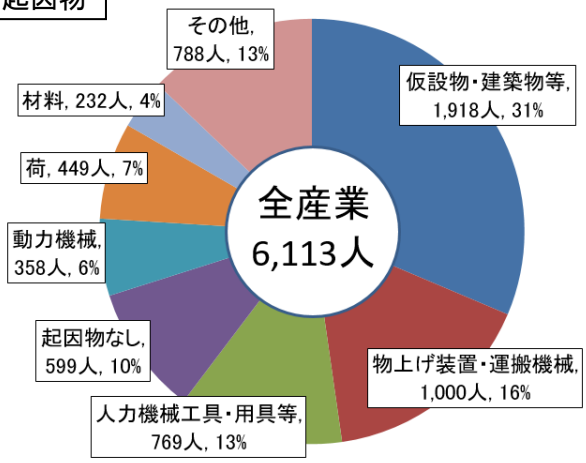
6　業種によって異なる災害発生パターン

業種が異なれば作業に伴う危険性も異なり、発生する災害は業種ごとに特有の傾向を示しています。

事故の型

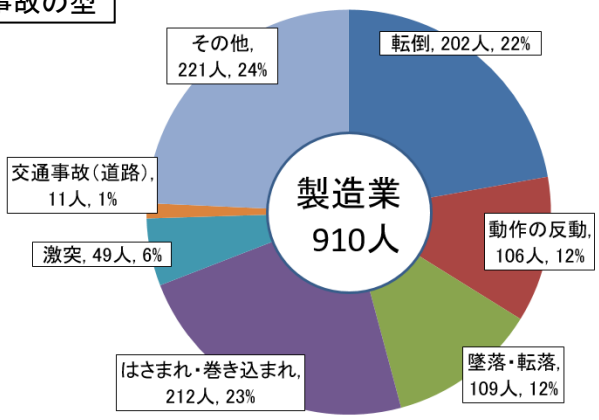


起因物

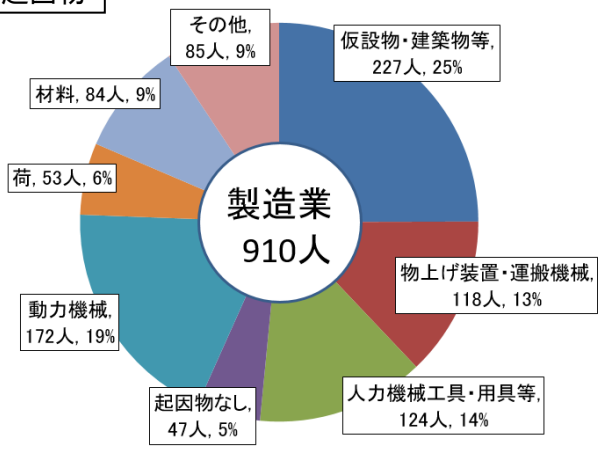


製造業：全産業と比較し「はさまれ・巻き込まれ」災害の占める割合が高く、起因物は「仮設物、建築物等」が最も多く占めています。

事故の型

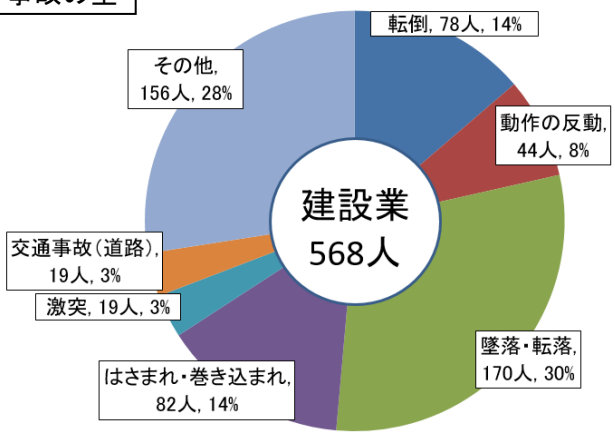


起因物

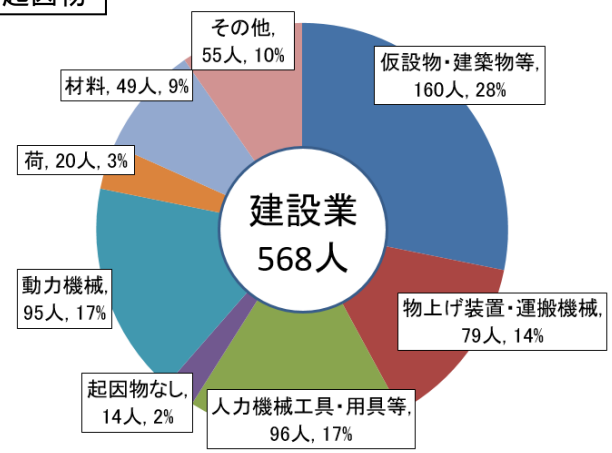


建設業：「墜落・転落」災害が多く発生しており、それに伴い起因物も足場や建築物等を含む「仮設物・建築物等」が最も多く占めています。
「墜落・転落」災害は、足場や建築物以外に、脚立やはしご（人力機械工具・用具等に分類）においても発生しています。

事故の型

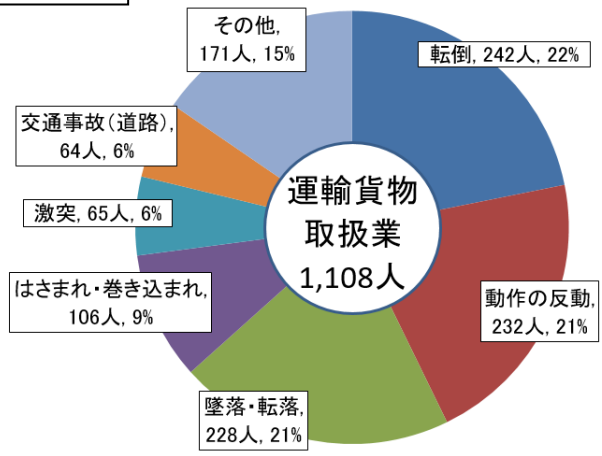


起因物

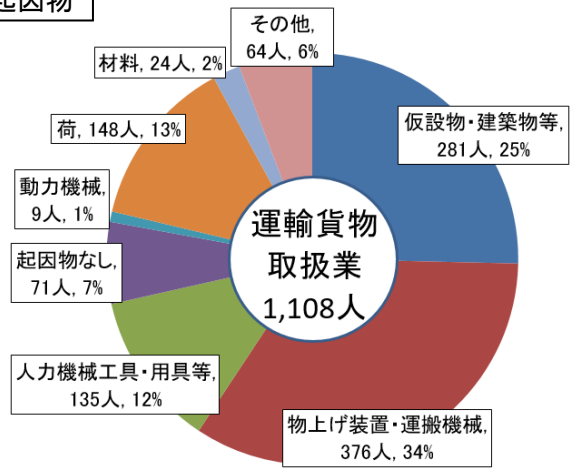


運輸貨物取扱業：「転倒」災害が最も多く発生しており、起因物は「物上げ装置・運搬機械（トラック等）」が最も多く占めています。

事故の型

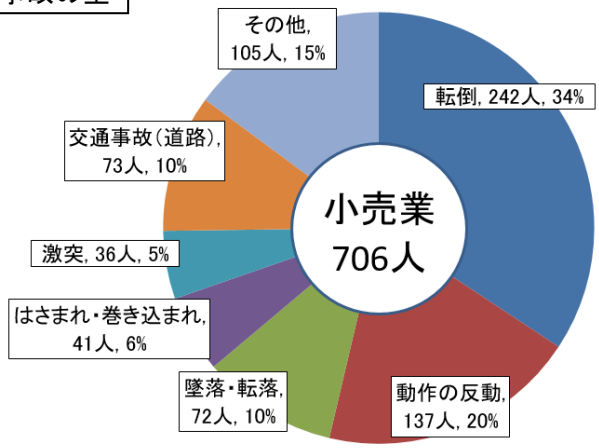


起因物

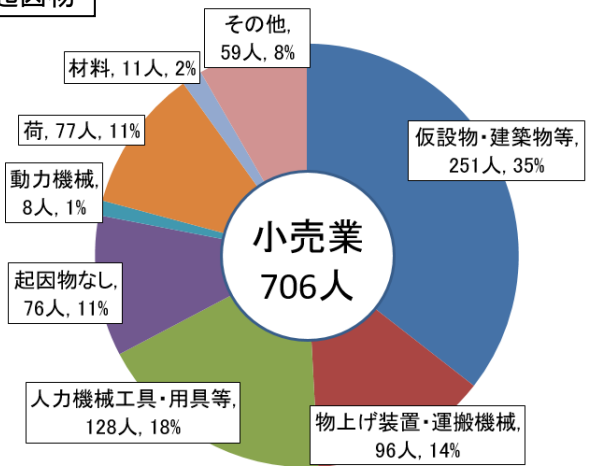


小売業：「転倒」災害が最も発生しており、起因物は「仮設物・建築物等（通路、段差等）」が最も多く占めています。

事故の型

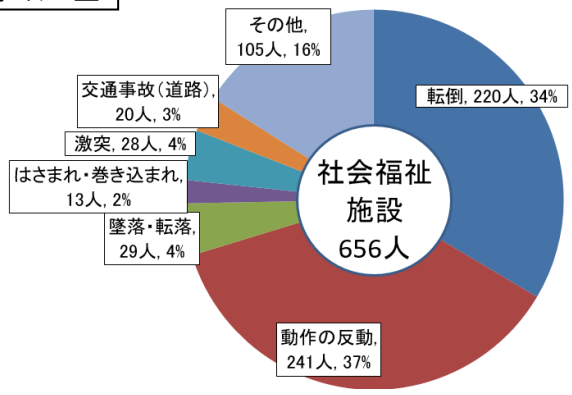


起因物

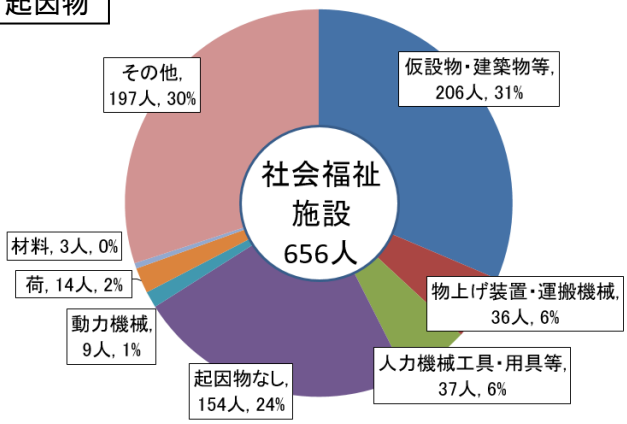


社会福祉施設：「転倒」「動作の反動」等の行動災害が７割以上を占めています。起因物は「仮設物・建築物等」が最も多く占めています。

事故の型



起因物

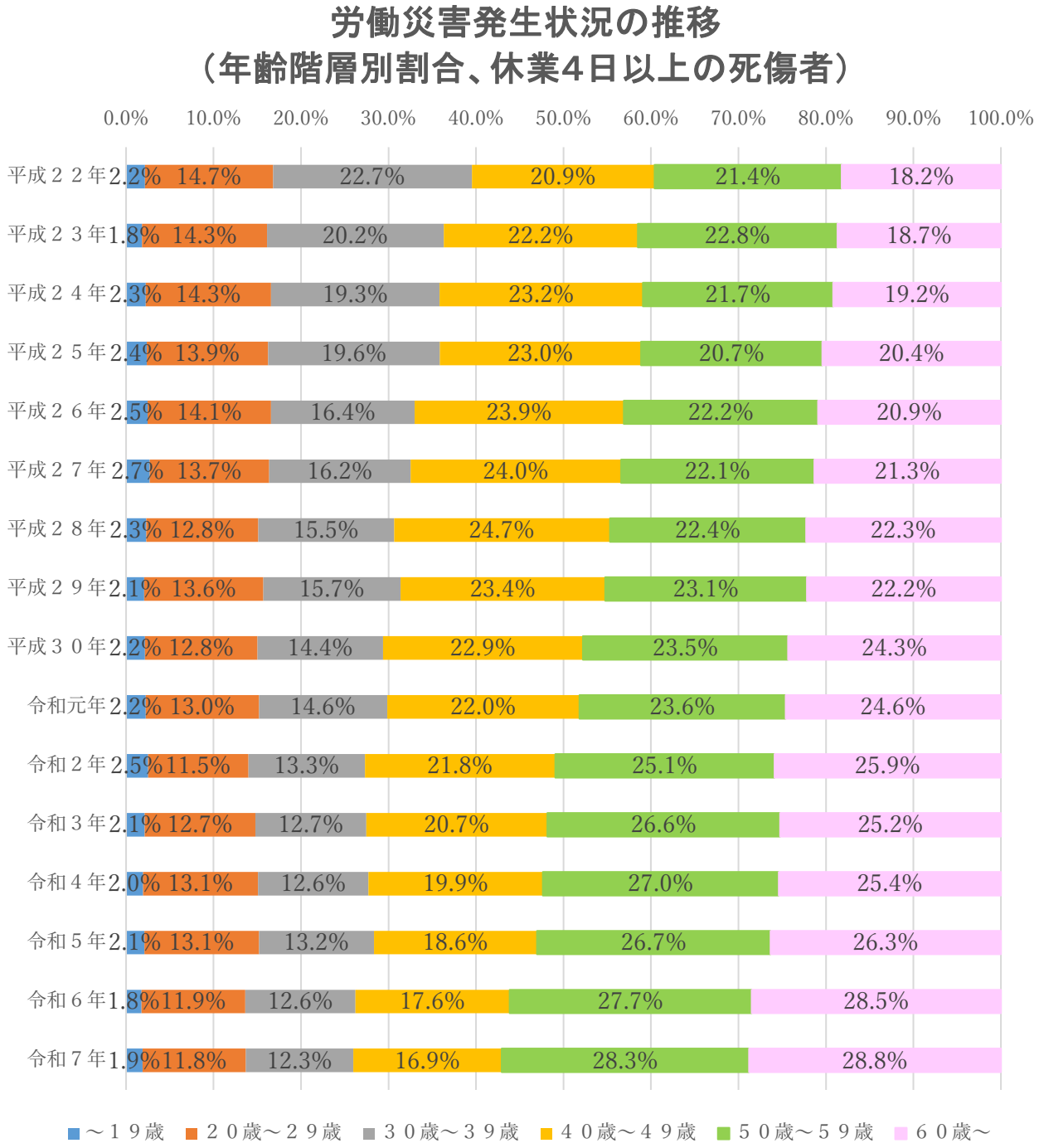


（注）運輸貨物取扱業とは、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいう。
事故の型「その他」には、記載している事故の型以外のもの（新型コロナ関連を除く）全てが含まれる。
起因物「その他」には、記載している起因物以外のもの（新型コロナ関連を除く）全てが含まれる。

7　増加し続ける５０歳以上の労働災害

１．死傷災害

千葉県内の死傷災害を年齢別にみると、平成 24 年以降、50 歳以上の占める割合が増加しており、令和２年には死傷者全体の半数以上を 50 歳以上の労働者が占めています。令和４年の就業構造基本調査から算出した雇用者に占める 60 歳以上の者の割合（19.6%）と同年の 60 歳以上の死傷者の割合（25.4%）を比べると、60 歳以上の労働者における労働災害の発生率は高いといえます。

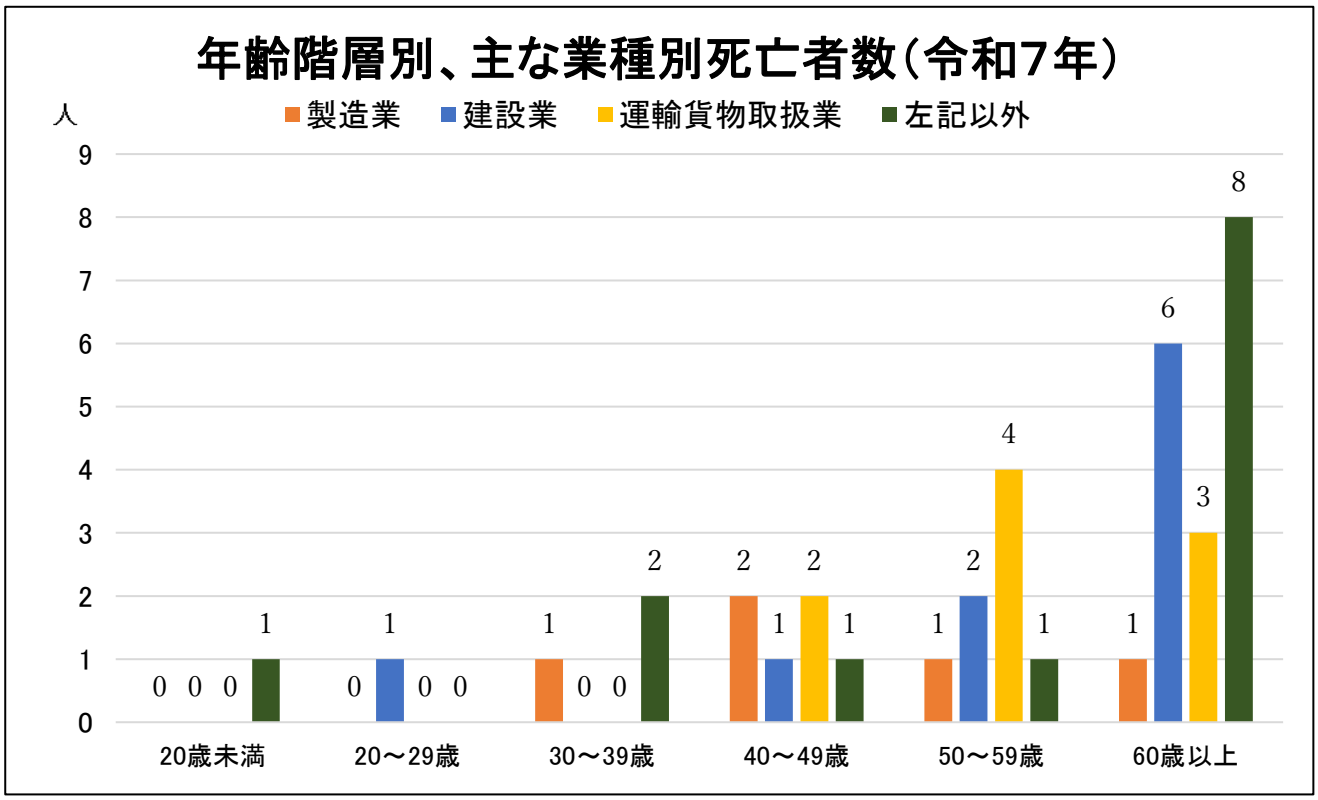


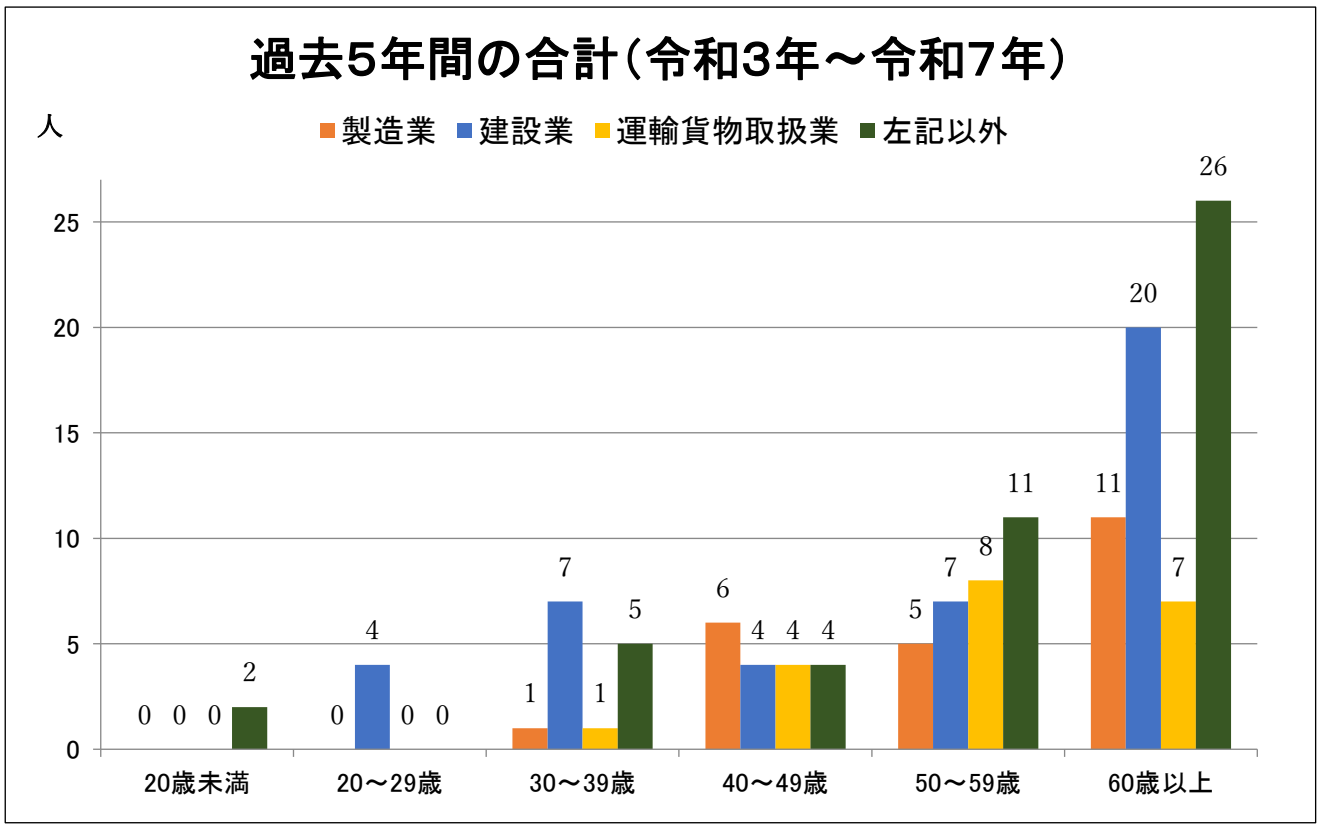
参考：雇用者に占める 60 歳以上の者の割合（就業構造基本調査における有業者総数より算出）

調査年	平成 14 年	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年	令和４年
千葉県	13.0%	16.3%	19.3%	20.3%	19.6%

2．死亡災害

千葉県の死亡災害を年齢別にみると、令和７年は 60 歳以上が 18 人となり、死亡災害全体の約半数を占めています。また、過去５年間の死亡者数 133 人のうち、60 歳以上が 64 人（45.2%）を占め、死傷災害と比べても 60 歳以上の労働者が占める割合は高いといえます。



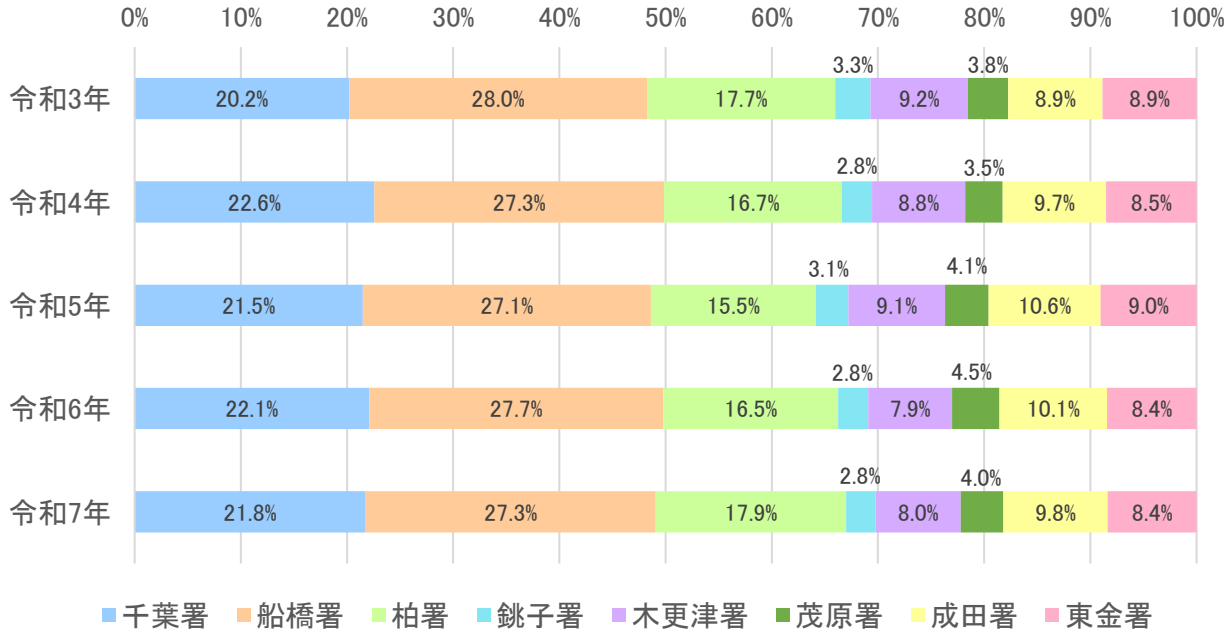


（注）運輸貨物取扱業とは、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいう。
新型コロナウイルス感染症関連を除く。

8　監督署別の労働災害発生状況

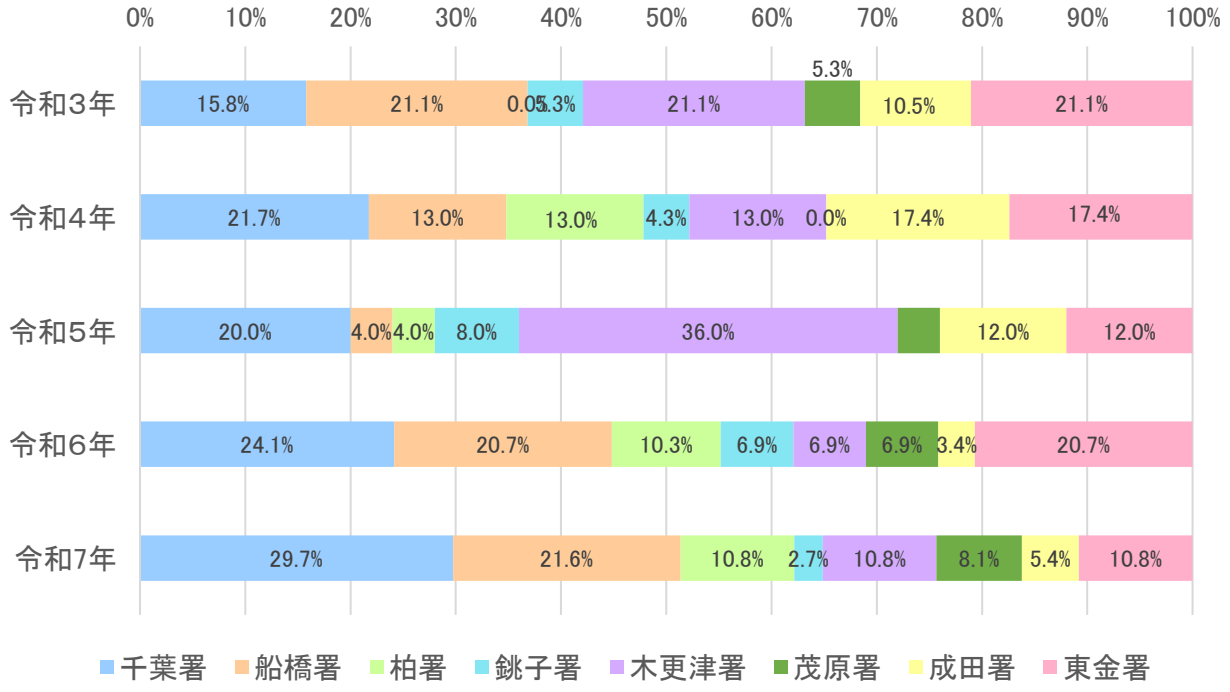
死傷災害においては、千葉署、船橋署、柏署の千葉県北西部３署で全体の約３分の２を占めています。令和７年の死亡災害は、千葉署で最も多く 11 件の災害が発生しており、次いで船橋署が８件となっています。

１．死傷災害



（注）新型コロナ関連を除く。

２．死亡災害

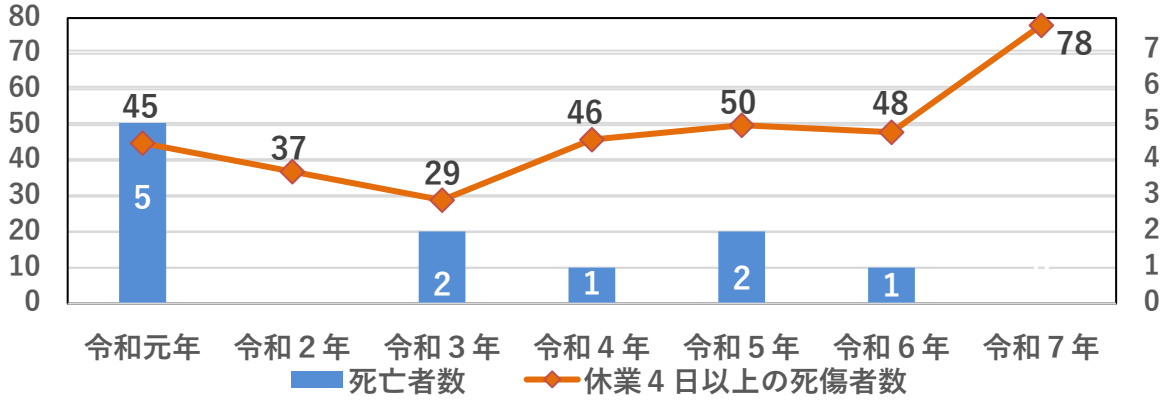


（注）新型コロナ関連を除く。

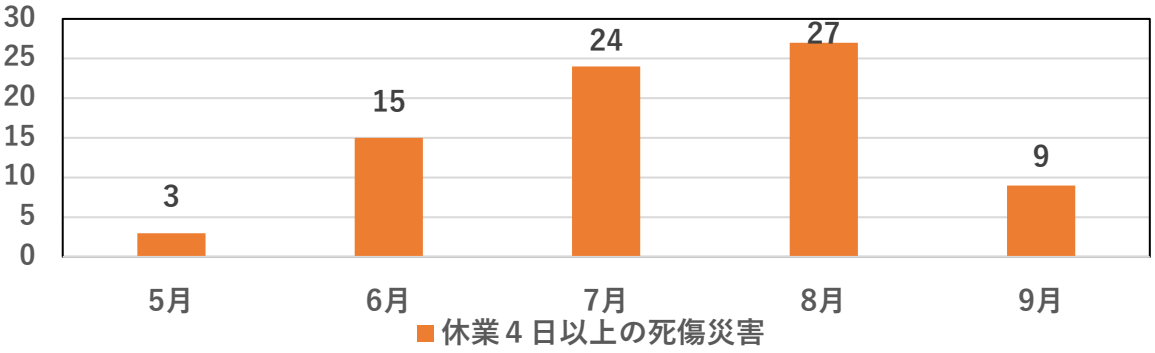
9　職場における熱中症増加

経年的に気温偏差が高まっている中、職場における熱中症が増加しています。令和元年以降、死傷者数が 333 人、死亡者数が 11 人となっており、死傷者数のうち死亡者数が占める割合は 3.3%となっています。令和７年の全死傷者数 6,113 人のうち死亡者数 37 人が占める割合（0.6%）と比較すると熱中症による死亡リスクは高いといえます。

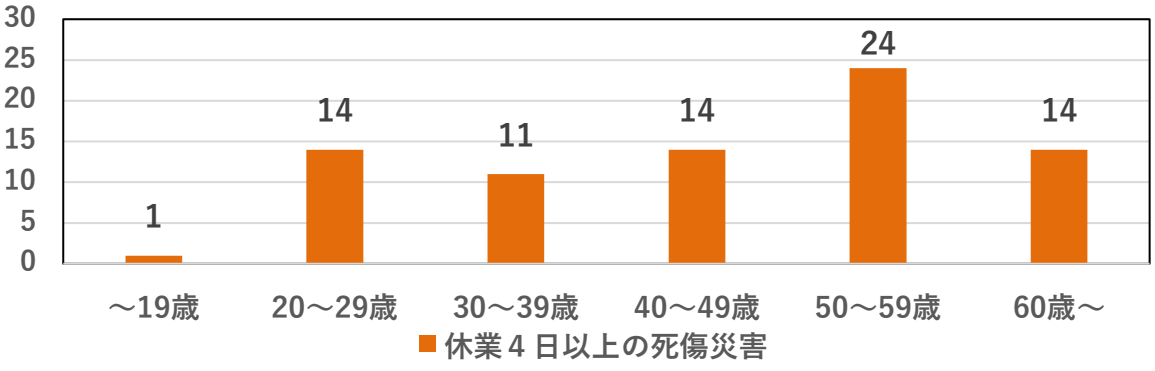
1．令和元年から令和７年までの熱中症による労働災害の推移



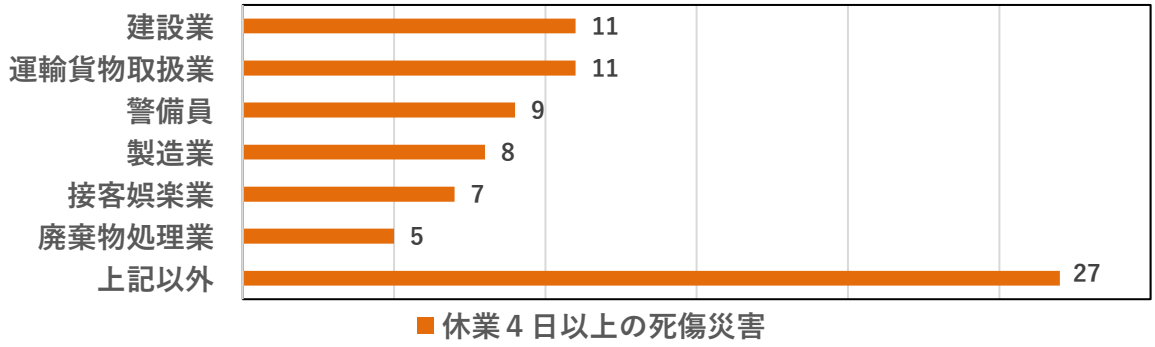
2．令和７年の【月別】熱中症労働災害発生状況



3．令和７年の【年齢別】熱中症労働災害発生状況



4．令和７年の【業種別】熱中症労働災害発生状況



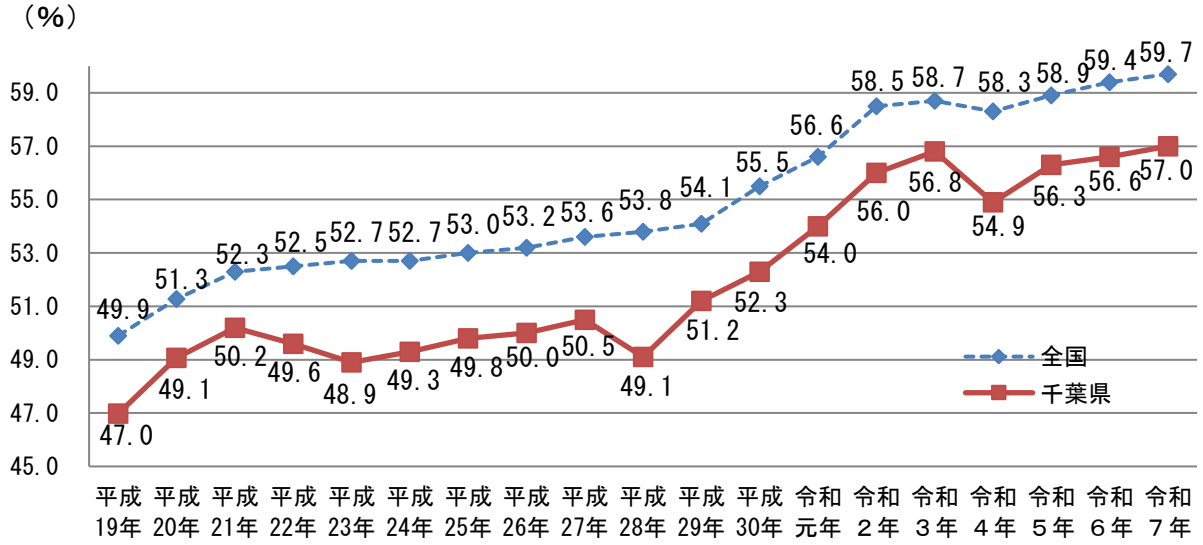
（注）運輸貨物取扱業とは、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいう。

10 依然として増加傾向の有所見率

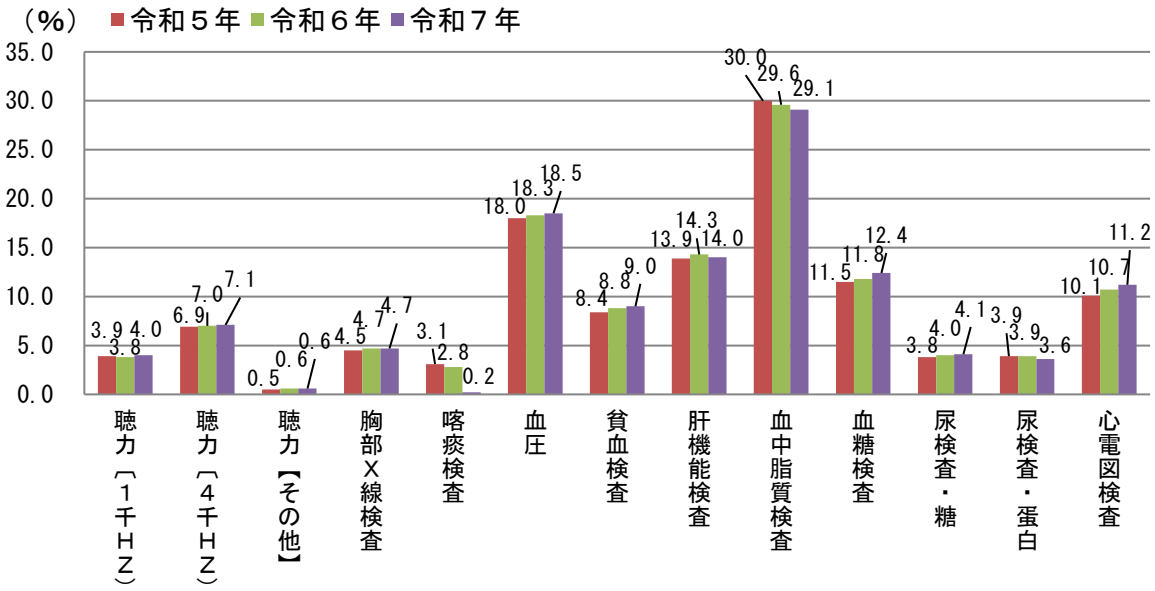
（注）定期健康診断結果報告書による。

1．定期健康診断結果有所見率の推移

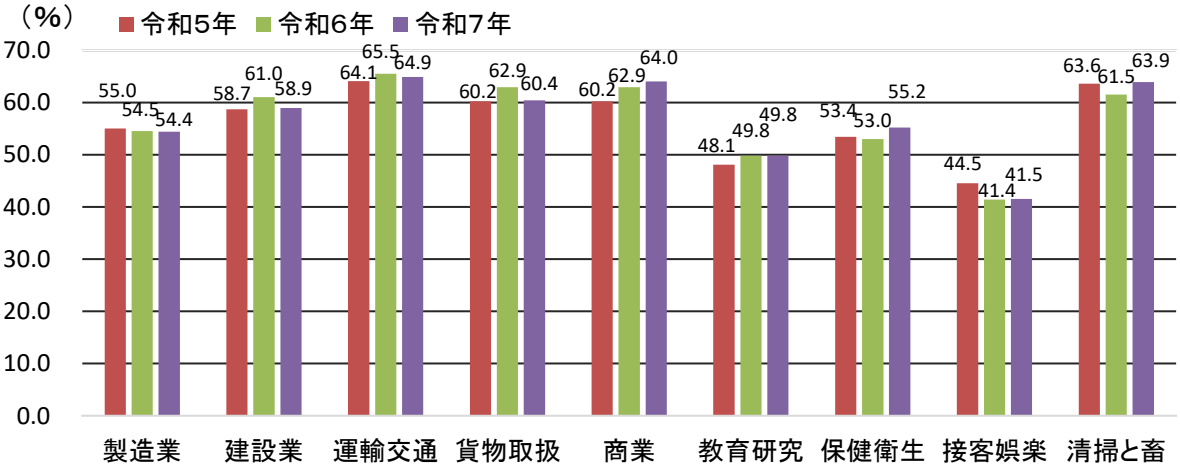
労働者の高年齢化に伴って有所見率は増加傾向にあり、減少に転じさせるための取組が求められます。



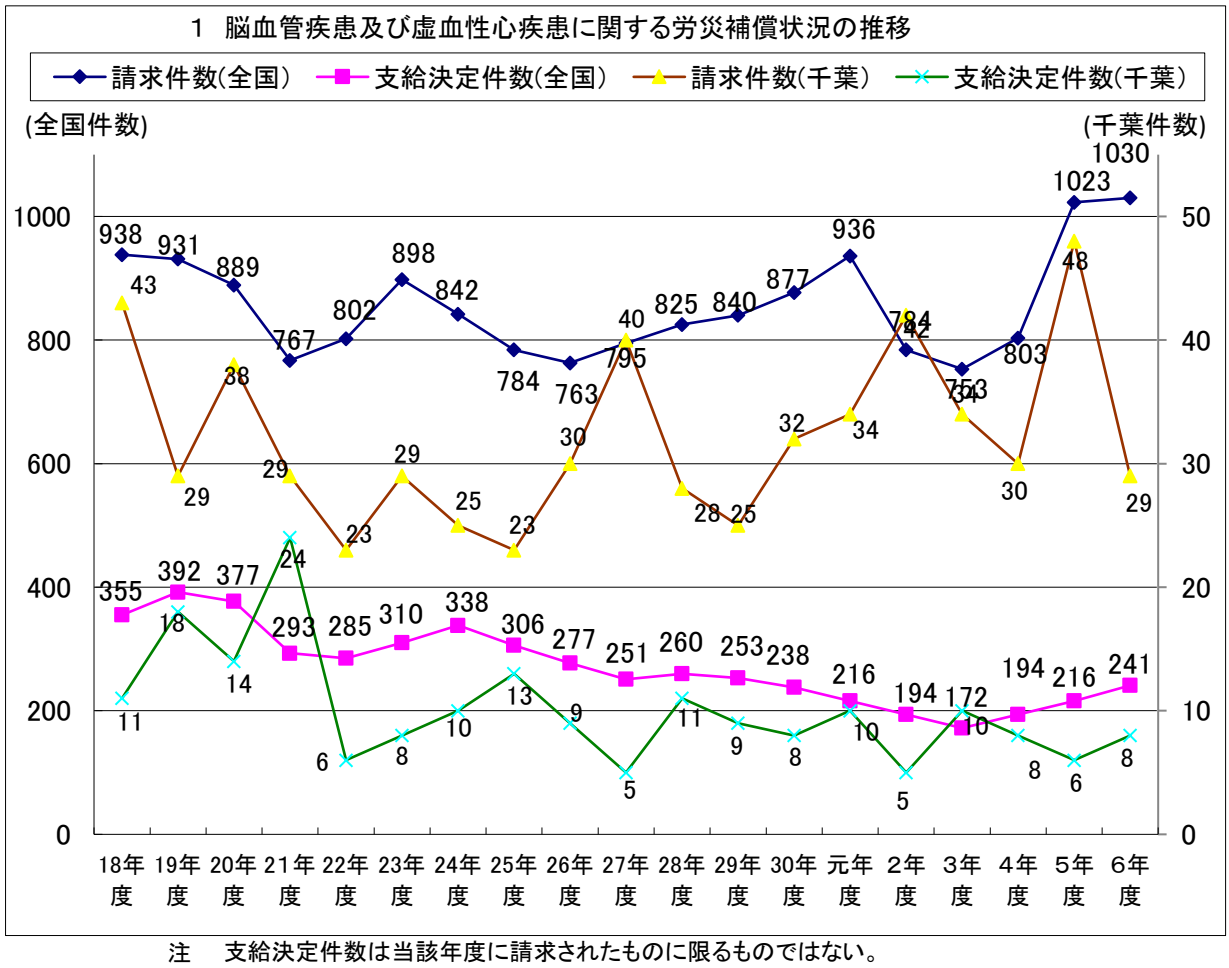
2．千葉県における項目別有所見率



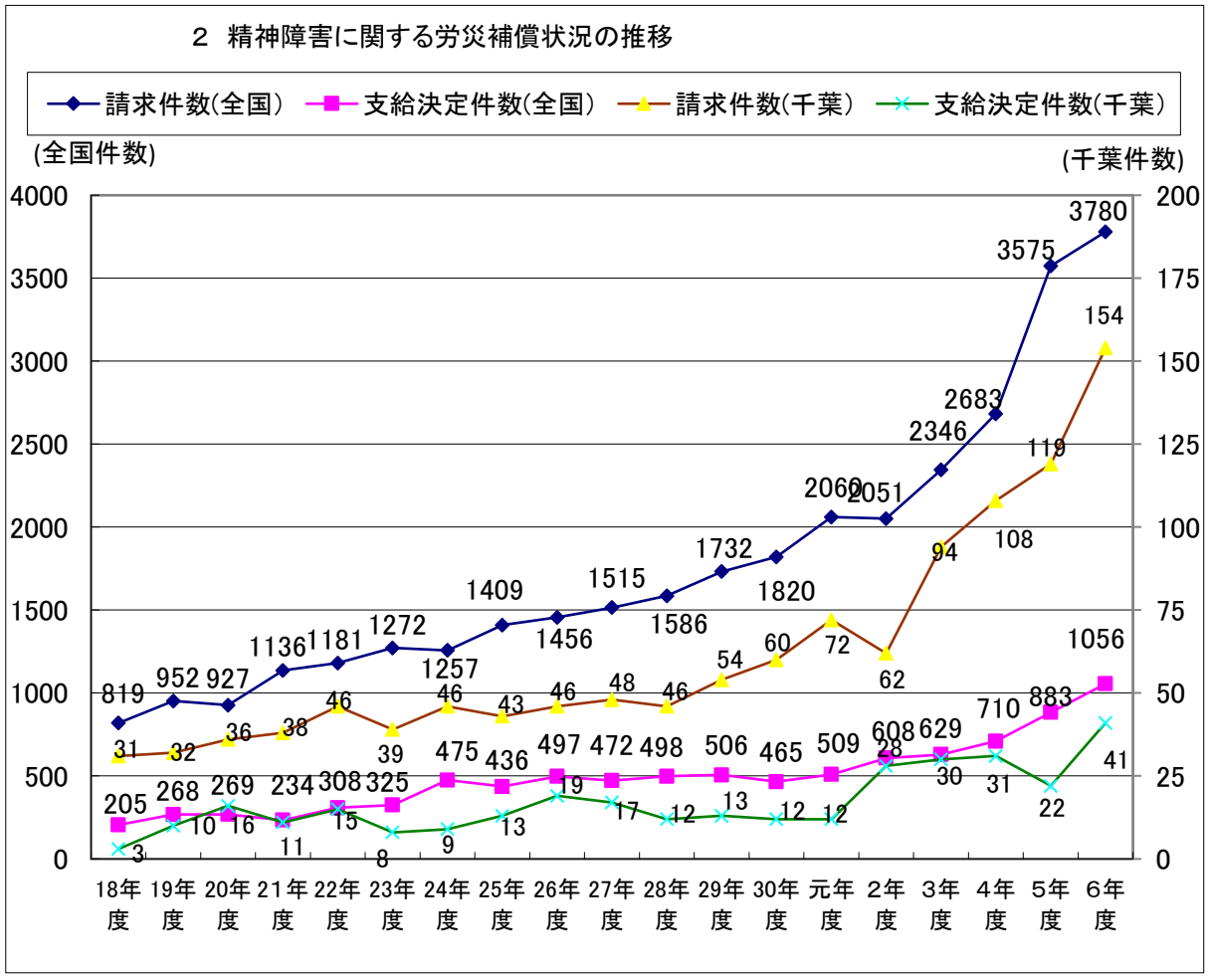
3．千葉県における業種別有所見率



11 過労死等の労災補償状況の推移



注　支給決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。



注　支給決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

12 令和7年の死亡災害

1．製　造　業

番号	災害発生月	業　種	事故の型	発　生　状　況
1	1月	セメント・同製品製造業	はさまれ・巻き込まれ	蓋付きのコンクリートミキサー内部の清掃作業中、同ミキサー内部から出ようとしたところ、同ミキサーの蓋と本体との隙間（出入口）の開閉を調整するエアシリンダーの不具合により、隙間に上半身がはさまれた。
2	6月	機械修理業	２メートル以上からの墜落・転落	高さ約９ｍの天井クレーン上にて点検作業を行っていたところ、地上に墜落した。
3	１０月	自動車整備業	はさまれ・巻き込まれ	大型バスの車体とタイヤの間に頭を入れ車体の点検を行っていたところ、エアサスペンションの空気が抜けて車体が下がり、タイヤとの間に頭部がはさまれた。
4	１１月	その他の食料品製造業	交通事故（道路）	配達帰りに高速道路をトラックで走行中、トンネル入口で渋滞により停車していた車に追突した。
5	１１月	その他の金属製品製造業	２メートル未満からの墜落・転落	橋桁の熱ひずみを加熱して矯正する作業を行っていた労働者が、使用していた高所作業車から約1.5m墜落した拍子に、持っていたガスバーナーの炎が作業着に引火して全身を火傷した。

2．建設業（土木・建築・その他工事関係）

番号	災害発生月	業　種	事故の型	発　生　状　況
6	1月	その他の建築工事業	崩壊・倒壊	解体工事現場の躯体１階にて、運搬車両上で解体ガラの仕分け作業を行っていたところ、上層階の床が崩落し下敷きとなった。
7	4月	その他の建設工事業	その他の転倒	ドラグショベルを道板等を用いずにトラックに積込んでいた際、ドラグショベルが横転し運転者が下敷きとなった。
8	5月	鉄骨･鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	２メートル以上からの墜落・転落	躯体屋上の鉄骨梁上にデッキプレートの敷き込み作業中、デッキプレートの敷き込みが完了していない開口部から約27ｍ下の躯体３階まで、墜落した。
9	6月	木造家屋建設工事業	２メートル未満からの墜落・転落	家屋基礎部のコンクリート打設を行っていた作業者が、コンクリートミキサー車のステップを使用し、送給ホース内の残コンをミキサー車に送り戻していたところ、ステップ上から地上に墜落した。
１０	7月	その他の建設業	激突され	クレーン仕様付きドラグ・ショベルで単管パイプ50本をつり上げ旋回したところ、同機械が横転し、付近で作業を行っていた作業員が同機械の下敷きとなった。
１１	7月	その他の建設業	２メートル以上からの墜落・転落	木造２階建家屋の解体工事作業中、２階床面の開口部から約３ｍ下の１階床面に墜落した。
１２	8月	建設設備工事業	交通事故（道路）	工事現場の廃棄物を軽トラックで処分場に搬出し、現場に戻るため一般道路を走行していたところ、進行方向左側の街路灯に衝突した。
１３	9月	電気通信工事業	感電	電柱へのケーブル架線工事中、電柱に設置されている電流変成器のケーブル接続端子に触れ、感電した。
１４	１０月	鉄骨･鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	はさまれ・巻き込まれ	柱上部への型枠取付け作業を高所作業車に搭乗し行っていたところ、柱上部に結合されていた梁と高所作業車のカゴとの間に頚部をはさまれた。
１５	１２月	その他の建築工事業	２メートル未満からの墜落・転落	コインランドリーの内装撤去工事現場において、７尺脚立を使用して合板をセーパーソーで切断していたところ、脚立上でバランスを崩し、脚立の上から墜落した。

3．運輸交通業・貨物取扱業

番号	災害発生月	業　種	事故の型	発　生　状　況
１６	1月	一般貨物自動車運送業	崩壊・倒壊	解体工事現場の躯体１階にて、運搬車両への解体ガラの積込み作業が終了するのを運転席で待機していたところ、上層階の床が崩落し下敷きとなった。
１７	1月	一般貨物自動車運送業	交通事故（道路）	３ｔトラックを運転中、直線道路上にて対向車の４ｔトラックと正面衝突した。

１８	１月	一般貨物自動車運送業	交通事故（道路）	トラックで一般道路を走行中、道路が陥没しトラックごと墜落した。
１９	１月	一般貨物自動車運送業	２メートル未満からの墜落・転落	トラックバースにて台車に乗せた荷の荷崩れを防止するためのラップ巻き作業を行っていた際、ラップを引張ったところラップが外れ、その拍子に後方のトラックバース端部から約１ｍ下の地面に転落した。
２０	２月	一般貨物自動車運送業	その他	被災者は運転中のLPガスタンクローリーを路肩に停車した。約二時間後、被災者の同僚が、運転席を確認し救急車を要請したが搬送先で死亡した。
２１	２月	一般貨物自動車運送業	その他	事業場内の給油所において、給油作業中に、くも膜下出血で倒れた。
２２	３月	一般貨物自動車運送業	交通事故（道路）	４トントラックで高速道路を走行中、同一車線上を走行していた前方車両に追突した。
２３	６月	その他の港湾運送業	おぼれ	艀(はしけ)乗組員が行方不明となり、捜索したところ、海中に沈んでいる状態で発見された。
２４	９月	陸上貨物取扱業	はさまれ・巻き込まれ	梱包機で製品を梱包していたところ、梱包機の上部可動部が下降し、頭部をはさまれた。

４．小売業

番号	災害発生月	業　種	事故の型	発　生　状　況
２５	２月	その他の小売業	交通事故（道路）	高速道路を走行中、中央分離帯に衝突し車両が左側に横転した際に、同乗者が車外に投げ出され死亡した。
２６	６月	その他の小売業	交通事故（道路）	商品をバイクで配達中、交差点進入時にトラックと衝突した。

５．その他の業種

番号	災害発生月	業　種	事故の型	発　生　状　況
２７	２月	その他の商業	飛来・落下	伐木した木（樹高約21m）をドラグショベルのバケットに乗せ、高さ２ｍまで持ち上げた状態で根元を引きずりながら移動させた後、バケットから木を降ろしたところ、木の下方にいた作業員が下敷きとなった。
２８	２月	その他の事業	転倒（もつれ等）	当日の業務を終え、事業場敷地内の駐輪場まで向かうため構内の横断歩道を渡っていたところ、強風にあおられて仰向けに転倒した。
２９	２月	ビルメンテナンス業	２メートル以上からの墜落・転落	建物の３階の窓ガラスの掃除を行うため、高さ約7m、幅約50ｃｍの庇上で作業を行おうとした際、庇から地上へ墜落した。
３０	４月	一般飲食店	その他	発症1か月前の時間外労働時間は100時間を超え、発症2か月前ないし6か月における時間外労働は80時間を超える労働に従事し、脳心臓疾患（急性心筋梗塞）により死亡した。
３１	４月	ビルメンテナンス業	はさまれ・巻き込まれ	垂直搬送機の点検作業中、被災者が搬器内に立ち入ったところ、搬器が上昇し、搬器側面と昇降路との間に挟まれた。
３２	７月	社会福祉施設	その他の転倒	出張先の高齢者向け住宅において、介護利用者が靴を履き替える際にバランスを崩し、被災者の身体を掴んだことで当該介護利用者とともに転倒し、壁に頭部を強打した。
３３	７月	畜産業	はさまれ・巻き込まれ	農地への堆肥散布後、堆肥散布機の清掃作業を行っていた作業者が、堆肥をほぐし散布するための装置（破砕ビータ）に上半身が挟まれた。
３４	８月	農業	その他の転倒	トラクターを使用して草刈りを行っていたところ、斜面となっている箇所でトラクターが横転し運転者が地面とトラクターとの間に挟まれた。
３５	８月	その他の事業	激突され	工場構内の横断歩道を歩行していた工場関係者が、走行してきたフォークリフトに激突された。
３６	１１月	砂利採取業	２メートル以上からの墜落・転落	砂利を製造する粉砕機の修理作業中、被災者とは別の作業者が使用していた電動工具が停止したため、同作業者が電気室内のスイッチを押したところ、粉砕機が稼動し、粉砕機の上部で作業をしていた被災者が約3.6m下の床面に墜落した。
３７	１１月	その他の接客娯楽業	激突	動物園にて、象(A)の檻内部の清掃作業を行っていた象調教師が、象(A)に何らかの危害を加えられたか、鉄格子の仕切りにより隣接する檻の象(B)に鼻で引き寄せられたかして、２頭が共有するコンクリート製の水入れに頭部を打った。

13 参考資料

事　故　の　型　分　類　表

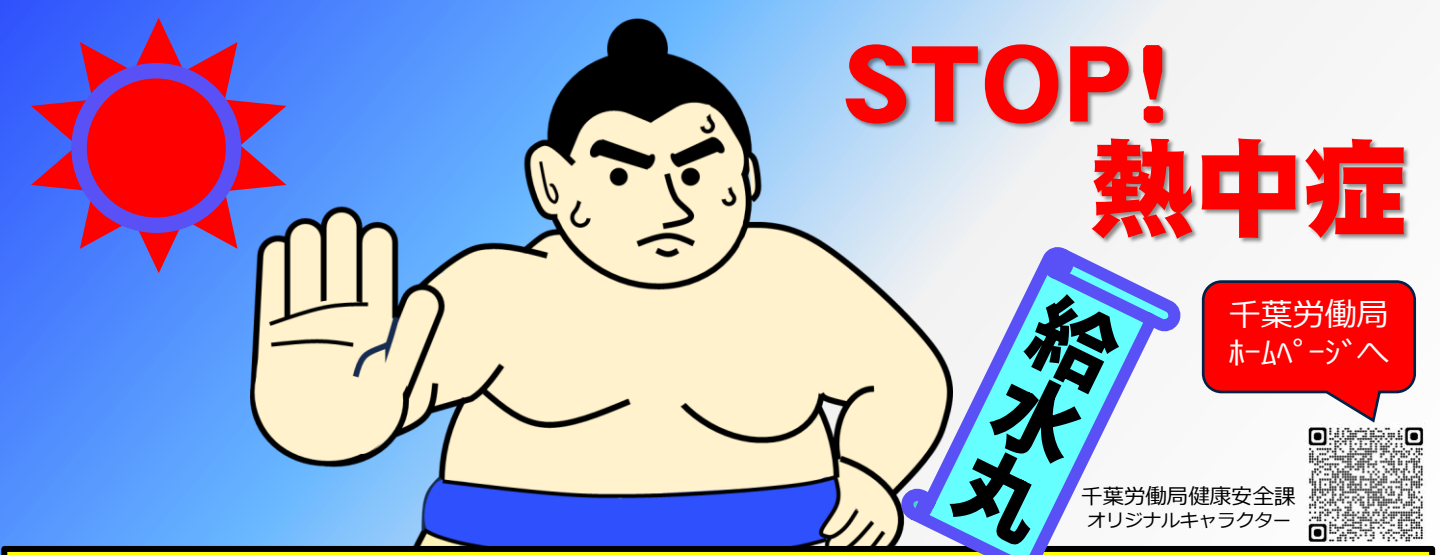
分類番号	分類項目	説　　明
	墜落・転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、脚立、踏み台、階段、斜面等から落ちることをいう。 乗っていた場所が崩れ、動揺して墜落、転落（以下、「墜落等」という。）した場合、砂ビン等による蟻地獄の場合を含む。車両系機械などとともに転落した場合を含む。交通事故は除く。 感電して墜落等した場合には感電に分類する。
20	２メートル以上からの墜落、転落	墜落等の高さが２メートル以上の場合をいう。
21	２メートル未満からの墜落、転落	墜落等の高さが２メートル未満の場合をいう（墜落等の高さが不明の場合を含む）。
	転倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、滑り、つまずき、踏み外し、もつれ等により倒れた場合等をいう。 車両系機械などとともに転倒した場合を含む。交通事故は除く。感電して倒れた場合には感電に分類する。
22	滑り	人がほぼ同一平面上で、すべりにより倒れた場合をいう。
23	つまずき	人がほぼ同一平面上で、つまずきにより倒れた場合をいう。 何もないところでつまずいて倒れた場合は、もつれ等に分類する。
24	踏み外し	人がほぼ同一平面上の段差を踏み外し倒れた場合をいう。 階段の踏面を踏み外して転落した場合は墜落、転落に分類する。
25	もつれ等	人がほぼ同一平面上で、起因物がなく、足がもつれて倒れた場合をいう。 凹凸等につまずいた場合は、つまずきに分類するが平坦な面で足が上がらずつまずいた場合は、ここに分類する。
26	その他の転倒	22から25までのいずれにも分類されない転倒をいう。車両系機械等とともに転倒した場合が含まれる。
3	激突	墜落・転落及び転倒を除き、人が主体となって静止物又は動いている物に当たった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。 車両系機械などとともに激突した場合を含む。交通事故は除く。
4	飛来・落下	飛んでくるもの、落ちてくるもの等が主体となって人に当たった場合をいう。 研削といしの破裂、切断片、切断粉等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。 容器等の破裂によるものは破裂に分類する。
5	崩壊・倒壊	堆積した物（はい等も含む）、足場、建築物等がくずれ落ち又は倒壊して人に当たった場合をいう。 立てかけてあった物が倒れた場合、落盤、なだれ、地すべり等の場合を含む。
6	激突され	飛来、落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人に当たった場合をいう。 つり荷、動いている機器の部分などが当たった場合を含む。交通事故は除く。
7	はさまれ・巻きこまれ	物にはさまれる状態及び巻きこまれる状態でつぶされ、ねじられる等をいう。　プレスの金型、鍛造機のハンマ等による挫滅創等はここに分類する。ひかれる場合を含む。交通事故は除く。
8	切れ・こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。 刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
9	踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。床、スレート等を踏み抜いたものを含む。 踏み抜いて墜落等した場合は墜落、転落に分類する。
10	おぼれ	水中に墜落等しておぼれた場合を含む。
11	高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。高温又は低温の環境下にばく露された場合を含む。 〔高温の場合〕火災、アーク、溶融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。炉前作業の熱中症等高温環境下にばく露された場合を含む。 〔低温の場合〕冷蔵庫内等低温の環境下にばく露された場合を含む。
12	有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、化学物質による障害、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症ならびに高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合を含む。
13	感電	帯電体に触れ、又は放電により人が衝撃を受けた場合をいう。 〔起因物との関係〕金属性カバー、金属材料等を媒体として感電した場合の起因物は、これらが接触した当該設備、機械装置に分類する。
※14	爆発	圧力の急激な発生又は開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。破裂を除く。水蒸気爆発を含む。容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であってもここに分類する。 容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であってもここに分類する。 〔起因物との関係〕容器、装置等の内部で爆発した場合の起因物は、当該容器、装置等に分類する。 容器、装置等から内容物が取り出された、又は漏えいした状態で当該物質が爆発した場合の起因物は、当該容器、装置に分類せず、当該内容物に分類する。
※15	破裂	容器又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。圧かいを含む。 研削といしの破裂等機械的な破裂は飛来・落下に分類する。 〔起因物との関係〕起因物としてはボイラー、圧力容器、ボンベ、化学設備等がある。
※16	火災	〔起因物との関係〕危険物の火災においては危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては火源となったものを起因物とする。
※17	交通事故（道路）	交通事故のうち道路交通法適用の場合をいう。
※18	交通事故（その他）	交通事故のうち船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。 公共輸送用の列車、電車を除き、事業場構内における交通事故は、それぞれ該当項目に分類する。
	動作の反動・無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い荷物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因してすじをちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。バランスを失って墜落等、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転落、転倒等に分類する。
27	腰痛	このうち、腰部に関するものをいう。
28	転倒もどき	人が何らかの原因でバランスを崩したが、転倒等せずに踏みとどまったことによって、くじきおよびこれに類似した状態になる場合をいう。
29	その他の動作の反動、無理な動作	27および28のいずれにも分類されない動作の反動、無理な動作をいう。
90	その他	上記のいずれにも分類されない傷の化膿、破傷風等をいう。　（注：新型コロナウィルス感染症含）
99	分類不能	分類する判断材料に欠け分類困難な場合をいう。

※印は特掲事故であって、事故の型を決める際は他よりも優先する。

起　因　物　分　類　表

分類番号 大	分類番号 中		分類番号 小	分類番号
1 動力機械	11		111	原動機
	12		121	動力伝導機構
	13	木材加工用機械	131	丸のこ盤
			132	帯のこ盤
			133	かんな盤
			134	角のみ盤、木工ボール盤
			135	面とり盤、ルータ、木工フライス盤
			136	チェーンソー
			139	その他の木工用機械
	14	建設機械等	141	整地・運搬、積込み用機械
			142	掘削用機械
			143	基礎工事用機械
			144	締固め用機械
			145	解体用機械
			146	高所作業車
			149	その他の建設用機械
	15	金属加工用機械	151	旋盤
			152	ボール盤、フライス盤
			153	研削盤、バフ盤
			154	プレス機械
			155	鍛圧ハンマー
			156	シャー
			159	その他の金属加工用機械
	16	一般動力機械	161	遠心機械
			162	混合機、粉砕機
			163	ロール機（印刷ﾛｰﾙ機、食品加工用ﾛｰﾙ機を除く）
			164	射出成型機
			166	印刷用機械
			167	産業用ロボット
			169	その他の一般動力機械
	17	車両系木材伐出機械等	171	伐木等機械
			172	走行集材機械
			173	架線集材機械
			179	その他の車両系林業用機械
	18	食品加工用機械	181	切断機、切削機
			182	混合機、粉砕機
			183	ロール機
			184	成形機、圧縮機
			189	その他の食品加工用機械
	19	農業機械等	191	乗用型トラクター
			192	歩行型トラクター
			193	自脱型コンバイン
			194	野菜用収穫機
			195	乗用型除草用機械
			196	動力刈払機
			197	農用運搬車
			198	スピードスプレヤー
			199	動力防除機
			1910	農用高所作業機
			1911	田植機
			1999	その他の農業機械等
2 物上げ装置・運搬機械	21	動力クレーン等	211	クレーン
			212	移動式クレーン
			213	デリック
			214	エレベータ・リフト
			215	揚貨装置
			216	ゴンドラ
			217	機械集材装置、運材索道
			218	簡易架線集材装置
			219	その他の動力クレーン等
	22	動力運搬機	221	トラック
			222	フォークリフト
			223	軌道装置
			224	コンベア
			225	ローダー
			226	ストランドルキャリア
			227	不整地運搬車
			228	無人搬送車
			229	その他の動力運搬機
	23	乗物	231	乗用車、バス、バイク
			232	鉄道車両
			239	その他の乗り物

分類番号 大	分類番号 中		分類番号 小	分類番号
3 その他の装置	31	圧力容器	311	ボイラー
			312	圧力容器
			319	その他の圧力容器
	32		321	化学設備
	33	溶接装置	331	ガス溶接装置
			332	アーク溶接装置
			339	その他の溶接装置
	34	炉等窯	341	炉　窯
			342	乾燥設備
			349	その他の炉窯等
	35	電気設備	351	送配電線等
			352	電力設備
			359	その他の電気設備
	36	人力機械工具等	361	人力クレーン
			362	人力運搬
			363	人力機械
			364	手工具
	37	用具	371	はしご
			372	脚立
			373	踏み台等
			374	玉掛用具
			379	その他の用具
	39		391	その他の装置、設備
4 仮設物、建築物、構築物等	41	仮設物、建築物、構築物等	411	足場
			412	支保工
			413	階段、桟橋
			414	開口部
			415	屋根、はり、もや、けた、合掌
			416	作業床、歩み板
			418	建築物、構築物
			419	その他の仮設物、建築物、構築物等
	42	床面、通路	421	段差
			422	凹凸
			423	可動な障害物
			424	固定の障害物、溝
			425	液体で濡れた床面、通路
			426	雨や夜露等で濡れた床面、通路
			427	水場
			428	凍結した床面、通路
			429	積雪、転倒により凍結した床面、通路
			4210	斜面
			4299	その他の床面、通路の状態
5 物質・材料	51	危険物有害物等	511	爆発性の物等
			512	引火性の物
			513	可燃性のガス
			514	有害物（特別規則対象物質に限る。）
			515	放射線
			516	危険物・有害物（通知対象物質に限る。）
			519	その他の危険物、有害物等
	52	材料	521	金属材料
			522	木材、竹材
			523	石、砂、砂利
			529	その他の材料
6 荷	61	荷	611	荷姿のもの
			612	機械装置
7 環境等	71	環境等	711	地山、岩石
			712	立木等
			713	水
			714	異常環境等
			715	高温、低温環境
			719	その他の環境等
9 その他	91		911	その他の起因物
	92		921	起因物なし
	99		999	分類不能



クールワークキャンペーン

リスクが高まる作業

「WBGT２８度以上又は気温３１度以上の環境下で連続１時間以上又は１日４時間を超えて実施」が見込まれる作業

基本的な考え方

Cool work CHIBA

見つける → **判断する** → **対処する**

労働者はお互いの健康状態について留意、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の者に申し出る。
ケース：意識障害等の場合



（例）作業員の様子がおかしい…



（例）医療機関への搬送、救急隊要請



（例）救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を冷却

現場の実態に即した具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、
その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、
熱中症の重篤化を防止するため、
以下の**「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」**が事業者に義務付けられています。

「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨**報告するための体制整備**及び**関係作業者への周知**

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう
①事業場における**緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等**
②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等**熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成**及び**関係作業者への周知**

厚生労働省・千葉労働局・各労働基準監督署

（R８.４）

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP 1 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握

地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐ 暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施

☐ 休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置

☐ 服装

準備期間に検討した服装を着用

☐ 作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止

☐ プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

☐ 水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）

☐ 暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整

※新規入職者や休み明け作業者は別途注意すること

☐ 健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮　①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢

☐ 日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認

☐ 作業中の作業者の健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等作業者にお互いの健康状態を留意するよう指導

☐ 異常時の対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底

少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応

※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風する**ことなどにより身体を冷却

※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

重点取組期間 7月-8月 にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

（R8.4）



第１４次労働災害防止計画
～　Safe Work CHIBA　～

「一人一人が安全で健康に働ける「ちば」のために」

基本目標

○**死亡災害**：２022年と比較して、202７年までに5%以上減少させる。
○**死傷災害**：２021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、
２022年と比較して202７年までに減少に転じさせる。